

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年7月1日(水)午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	有村 隆志 君	副委員長	植山 利博 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	中馬 幹雄 君	委員	宮本 明彦 君
委員	中村 正人 君	委員	池田 綱雄 君
委員	岡村 一二三 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 木野田 誠 君

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 前島 広紀 君

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	財務課長	山口 昌樹 君
財産管理課長	池田 宏幸 君	財政G長	石神 幸裕 君
財産活用G長	三善 智弘 君	財政Gサブリーダー	末増 あおい 君
財産管理課主査	猪俣 利博 君	財政課主任主事	堀内 勝幸 君
教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	木野田 隆 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	保健体育課長	新鍋 一昭 君
学校給食課長	北井上 真悟 君	国分図書館長	富永 克義 君
横川教育振興課長	東中道 誠 君	学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君
保健体育課長補佐	落 盛久 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
学事G長	徳田 章 君	指導事務G長	濱田 津世志 君
スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君	学校給食管理G長	末永 優二 君
管理図書G長	烏丸 充弘 君	横川教育振興課教育G長	松田 淳一 君
学校教育課指導主事	松尾 明 君	メディアセンター指導主事	野本 正樹 君
メディアセンター指導主事	加治木 徹 君		
企画部長	塩川 剛 君	行政改革推進課長	橋口 洋平 君
共生協働推進課長	西 敬一郎 君	中山間地域活性化G長	西溜 和幸 君
共生協働推進課主任主事	鮫島 友和 君	共生協働推進課主任主事	有馬 一樹 君
生活環境部長	小野 博生 君	市民課長	造免 秋子 君
生活環境生活G長	宝徳 太 君	窓口G長	佐多 一郎 君
生活環境課主査	堀ノ内 周作 君		
農林水産部長	馬場 勝芳 君	農林水産政策課長	永山 正一郎 君
農政畜産課長	桑木 治夫 君	農林水産政策G長	鎌田 順一 君
農政第1G長	山下 晃 君	農政第2G長	末松 正純 君
農林水産政策課主査	内村 光孝 君	農政畜産課主任技師	阿部 弘光 君
農政畜産課主査	森 勝一郎 君	農政畜産課主査	今吉 秀志 君
商工観光部長	池田 洋一 君	商工振興課長	谷口 隆幸 君

観光課長	八幡	洋一	君	商工観光政策G長	野崎	勇一	君
企業振興室長	濱崎	利広	君	観光PRG長	宗像	茂樹	君
観光地づくりG長	竹下	淳一	君				
建設部長	川東	千尋	君	建設政策課長	茶園	一智	君
土木課長	猿渡	千弘	君	建築指導課長	瀬戸	司	君
建設政策G長	別當	正浩	君	河川港湾G長	竹下	浩二	君
建築指導G長	鶴ヶ野	浩二	君	建設政策課主任主事	宮原	健介	君
建築指導課主任技師	後迫	豊	君				

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第57号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前10時00分」

○委員長（有村隆志君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月23日の本会議で付託されました議案1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第57号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

ただいまから、審査に入ります。議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、はじめに総括及び総務部関係の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、国・県等と協議を進めておりました事業等につきまして、補助採択の見込みが立ったことなどに伴う事業費の計上を始め、今定例会に提案いたしております土地開発基金による土地取得議案に係る当該土地の買戻しに要する経費や、ふるさと納税寄附金額の見込み額増に伴う経費などの予算計上を主なものと致しております。また、平成26年度補正予算（第7号）で計上いたしました「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、いわゆる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する「地方創生先行型」の一部の事業につきましても、内容を変更して計上いたしております。その結果、歳入歳出それぞれ、12億7,585万1,000円を追加計上し、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ563億7,585万1,000円としようとするともに、地方債の補正を行おうとするものであります。なお、歳入につきましては、特定財源として、それぞれの事業に係る国、県支出金、市債及び寄附金を、一般財源として、平成26年度の決算剰余見込み額の一部及び財政調整基金からの繰入金をそれぞれ計上いたしております。なお、財政調整基金からの繰入金の一部には、平成21年度普通交付税で措置され、財政調整基金に積み立てておりました地域の雇用を創出するための「地域雇用創出推進費」分を活用いたしております。続きまして、総務部の関係につきまして御説明申し上げます。総務費で、平成26年度に策定しました公共施設管理計画に沿って、隼人駅東地区や隼人駅西側、隼人庁舎周辺にある公的不動産の活用計画を策定する業務が、国土交通省の「公的不動産活用計画策定支援」事業に採択されましたことに伴う経費を計上いたしました。なお、詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（山口昌樹君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○財産管理課長（池田宏幸君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の繰入金の中で、財政調整基金からの繰入金7億9,760万1,000円の中に、先ほど御説明がありましたように、雇用創出に関する交付税措置が平成21年度になされた分について、その全額をこれに繰り入れるということで報告がなされているわけです。それでお尋ねしたいのは、リーマンショックのときに5,000億円が全国的には計上されたという、その分の交付金だということですが、今回、この土地を取得をすることによって、雇用の創出が図れるということが前提になっているものというふうに解釈ができるわけですが、その件について、具体的な中身について、どれほど、この場で明らかにできるのか。実際に示されている計画案等があれば、お示してください。

○総務部長（川村直人君）

この場で具体的な雇用等の見込みについては、私ども財政担当を所管する部としては、何ともお答えできないところでございます。

○委員（宮内 博君）

その所管は商工観光部のほうでしようが、ただ、具体的な裏付けがあって、これは、この基金をこの事業に活用できる判断だろうと思うんです。そこをどう判断に基づいて、そのようになさったのか。

○総務部長（川村直人君）

この21年度の分が、財政調整基金の中で残っていたと。今回、工業団地を土地開発基金から一般会計のほうに買い戻す際に、ちょうど、その目的が則しているというようなことで、当時積み立っていた財政調整基金を今回、充てようとするものでございます。

○委員（宮内 博君）

その具体的な中身については、ほとんど触れられなくて、そここのところの信憑性というのか確率がどの程度あるのかというところの判断は、あとで商工観光部のほうで、どの程度明らかになるかわかりませんが、予算にこういう形で計上した以上、その可能性がかなり高いということで理解すればよろしいわけですか。

○総務部長（川村直人君）

私どもの所管と致しましては、何とも申せないところでございます

○委員（宮内 博君）

何とも申し上げられないということなんでしょうが、実際に予算に計上されて、そして今、説明がなされているという事実があるわけですから、そこに至る背景について、どういう判断をなさったのかという話です。

○総務部長（川村直人君）

当時、積み立てていたこの交付金につきましては、先般、京セラの団地を造成して譲渡したわけですが、その時に充当してもよかった性質のものでございます。それで基金としても、ずっとこのまま残しておくのもいかなものかということで、今回の工業団地取得のための財源に充てさせていただいたわけですが、この工業団地取得に当たりましては、先の一般質問でもなされておりますので、答えとしては、一般質問で答弁したとおりということでございます。

○委員（宮内 博君）

一般質問で答弁したとおりと言われても、当の本人でないの、どんな答弁をしたのかということとは記憶が定かではないんですけれども、差しさわりなければ、そのところ紹介をしてください。

○総務部長（川村直人君）

予算のほうでも、答弁をした担当のほうも出席をしたいと思いますので、できればそちらのほうで聞いていただければ有り難いです。

○委員（宮内 博君）

分かりました。そこで聴きましよう。それで、地方交付税というのは用途を限定しないというのが一般原則ですよね。それで今回は、説明をなさいましたように、地方交付税ではあるけれども、目的を絞って交付をされたものだと、こう理解すればよろしいわけですか。

○総務部長（川村直人君）

そのとおりでございます。

○委員（宮本明彦君）

今の続きになりますけれども、地方雇用創出推進費は、今まで予算の委員会とかで、こういうものを財政調整基金のほうに繰り入れましたというような説明とかはあるんですか。例えば、財政調整基金といたら、なんかもう一緒くたというイメージがあったんですけども。そういう意味では、これだけ目的に分けて細分化されてるんだということを初めとお聞きしたんですけども、やはり財政調整基金の中は、そういった細分化された費目があるということなんですか。

○財政課長（山口昌樹君）

財政調整基金の中の内訳ということで、平成27年度当初予算の説明の際の資料でございますけれども、基金の状況の資料をお出ししております。本日、お持ちではないかと思うんですが、その中で、今回の地域雇用創出推進費について幾ら残高がありますということは、その表の中でお示しいたしているところでございます。残高等もその資料にほうにお示しいたしてございまして、その金額を今回、活用させていただきたいということで計上をさせていただいたところでございます。その資料では、35ページに基金の状況というものをお示しいたしてございます。今回、資料も何回か差し替えがあり、あとで基金だけの資料をお渡ししたいと思いますので、そこに今回の地域雇用創出推進費残高が幾らということで、財政調整基金の内訳をお出ししておりますので、御理解賜りたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

過去の話になるので、お答えできないかもしれませんが、この地域雇用創出推進費は、平成21年のリーマンショックのときに頂いたということです。なぜ、それがそのときに使われなかったのかなということは、お答えできますか。

○財政課長（山口昌樹君）

国からの通知等にもございまして、今回のこの地域雇用創出推進費につきましては、全額を一旦、基金に積み立てて使用することなどにより、その用途が地域住民に明らかになるように取組を行うことが望ましいという通知文が来ておりましたので、一旦、全額を財政調整基金に積み立てをさせていただいているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

あのときは、本当に危機的な状況であったと。うちの会社でも年度的には、100億近い赤字を出したという部分がありましたから、なんかもう一つそこでも使ってもよかったのかなっていう気はしたんですけども、そのときには全額を積み立てたと。一部、どれくらい使ったんですか。

○財政課長（山口昌樹君）

全額を積立を致しまして、今回、その全額を財政調整基金の中で繰り入れをさせていただくということでございます。

○委員（宮本明彦君）

先ほどの説明の中で、「地域住民生活等支援のための交付金」の「地方創生先行型」の一部の事業について内容を変更したということですが、この内容を変更したというその概要をお知らせいただけますか。

○財政課長（山口昌樹君）

内容を変更いたしましたものは、3月定例市議会において予算計上いたしました災害時備蓄整備事業で、総額2,250万円のうち、この交付金に充たっていたのが2,180万円でございます。当初、申請したときは、全額備品を購入する予定でございましたが、議会提案後に県から、国の統一見解と致しまして、「備蓄備品は備品として捉えるので、備品は交付対象事業費の5割以下にするように」との指示がございました。したがって、平成27年度執行予定であった防災マップの647万5,000円を前倒して充当し、その同額のこの備蓄備品647万5,000円を合わせて1,295万円の事業内容に変更いたしました。その結果、事業費の減となりますので、国庫で今回補正予算としてお願いいたしております885万円、2,180万円から1,295万円を引いたところの885万円の残が生じました。今回、この885万円を追加計上をお願いいたしているところでございます。あと885万円をどこに充当したかということで、補正予算（第1号）等説明資料の3ページをお開きください。3ページの共生協働推進課のところでございますが、「霧島市への新たな人の流れをつくるPR事業」と。財源のところは「国庫補助、地域住民生活等緊急支援交付金」と。ここで403万円です。それと5ページをお開きください。5ページの観光課のところでございます。「観光誘客事業」の財源に国庫補助金でございますが、「地域住民生活等緊急支援交付金」の482万円と。この二つのほうに今回、活用したいということで、計上させていただいているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

はい、分かりました。反対に、備蓄のほうは補正は組まなくてよかったということですか。

○総務部長（川村直人君）

備蓄につきましては、この交付金が活用できればということで、平成26年度の補正予算に計上させていただいたわけですが、先ほど課長が言いましたように、一部使えませんでしたので、交付金は今回の補正予算で充当させていただくと。そして、補正予算で計上していた備蓄品につきましては、これはもう財源の有無にかかわらず必要な物ですから、これについては一般財源のほうで対応させていただきたいということでございまして、予定どおり備蓄品を購入させていただくということにしております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、財源変更でも補正予算は組まなくてもいいっていうのが、いつもルールですという理解をしなければならないということですね。

○総務部長（川村直人君）

歳出と歳入、その財源というのがあるわけですが、歳出につきましては計上しているわけですので、特定財源から一般財源に替わるということになります。ですから、補正予算で歳出については、計上しておりますので、それが使えるということでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

○総務部長（川村直人君）

補足をさせていただきますと、平成26年度の繰越予算でございますので、歳出予算については確保がしてあるわけです。そして、繰り越す財源を特定財源の代わりに一般財源で繰り越すように財源措置もしてありますので、そのまま使用できるということです。

○委員（宮本明彦君）

歳入ということで、指定寄附金で6,000万円の計上があるんですね。この辺の歳入の内容、要は「霧島市きばいやんせ寄附金」のあそこに1回入ったのか、入ってないのか、まだ宙に浮いているのか。要は、会計上1回入って、そこから出したという意味なのか。ただ単に、指定寄附金として6,000万円浮いているのか、1回入れた後で戻してきたんだよっていうのか、その辺をちょっと御説明いただけますか。

○財政G長（石神幸裕君）

指定寄附金につきましては、一旦、歳入を受けまして、そのあと積立金で基金のほうに積み立てております。

○総務部長（川村直人君）

今回、ふるさと納税関連の補正については、この4月が多かったわけです。いろいろカタログを新たに作ったり、それからお礼の品を豊富にしたものですから、相当、実績が上がってまいりました。それで、5月もある程度あったものですから、今後、ふるさと納税については更に増えていくだろうという見通しを立てております。それで、歳入だけだったら予算がなくても受入れができるわけですが、その返礼の品を送らないといけないわけでごさいます、寄附が増えれば増えるほど、返礼品を送るための歳出予算も組まないといけないというようなことがございましたので、今回、歳入の補正をさせていただきまして、合わせまして、そのお礼に充てる歳出を計上させていただきました。ですから、歳入のほうにつきましては、ふるさと納税は今後の見込みということでございます。

○委員（岡村一二三君）

予算だから、この指定寄附金を見込みでされていらっしゃると思うんですが、指定寄附金ですの、何々に使うというのを寄附者が出していらっしゃると思います。その区分けで総合的に考えて、寄附金を使うということになるんですか。それぞれ寄附者が特定目的基金で寄附をされていらっしゃるわけだから、何でもかんでも使えないわけですよ。その辺をちょっと。

○総務部長（川村直人君）

今、おっしゃったように当然、基金の条例のほうで目的が決まっておるわけです。ですから、一旦、基金に積みまして、そしてそれぞれの目的に沿って歳出を計上する際に、その基金を充当するというところでございます。ですから、取りあえずはふるさと納税をしていただいて、その寄附金は一旦、基金に積みます。そして、どういう事業に使いましょうといったときに、その基金を取り崩して財源を充当するということとなります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時33分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の教育部関係につきまして、御説明いたします。平成27年度一般会計補正予算（第1号）の3ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、（款）10教育費の（項）2小学校費を370万1,000円、（項）7保健体育費を5,720万円、総額6,090万1,000円を増額し、補正後の額を57億763万9,000円にしようとするものでございます。今回の補正予算は、3課4事業に係る補正予算であり、1点目が、文部科学省から「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」の採択を受け、特に外国語活動・英語教育において、児童生徒の発達段階に応じた複数学年にもわたるICTを活用した教育のモデルカリキュラムを作成する実証的研究を行うための所要経費に関するもの、2点目が、国分西小学校が人権教育研究指定校の指定を受け、人権意識を培うための学校教育の在り方について、実践的な研究を行うための所要経費を計上し、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実を図るためのもの、3点目が、横川運動公園の大型合併処理浄化槽が設置から23年が経過し、老朽化により回転盤減速機に不具合が生じてい

るため、新たな合併処理浄化槽を設置し、適切な施設管理を図るためのもの、4点目が、隼人学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫及びコンビオーブン（多機能加熱調理機）に不具合が生じているため、早急に機器を入れ替えるためのものがございます。詳細につきましては、各主管課長等が説明いたしますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○保健体育課長（新鍋一昭君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○保健体育課長（北井上真悟君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

英語のICTを活用した教育推進事業ということで、研究推進校が他自治体への研究や取組を視察するための旅費とありますけれども、この視察に行かれる推進校のメンバーといたしますか、現場で直接教育をする教員も参加できるのか、その辺をお示してください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

先進地の視察でございますが、本市の英語教育推進事業については、既に平成27年度から国分小・国分西小・天降川小・上小川小が研究指定を受けて実施しております。その学校の教員が中心になって、視察に参るつもりでございます。あと引率の指導主事を付けていきたいと思っております。

○委員長（有村隆志君）

学校名をもう一度説明をお願いします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

国分小学校、国分西小学校、天降川小学校、上小川小学校でございます。併せまして、中学校につきましても、隼人中学校と舞鶴中学校が連携して研究をしておりますので、中学校の先進地視察については、この2校の教諭と引率の指導主事が先進地視察に行くということで計画しているところです。

○委員（池田綱雄君）

国分西小学校が、人権教育研究指定校の指定を受けたということで、その事業費として20万1,000円が計上されておりますが、これはどのようなことをするのか、もっと詳しく説明をお願いします。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

国分西小学校につきましては、平成25年度、平成26年度に地区の研究指定校を受けておりました。人権教育の中で、子供たち一人一人の人権意識を高めるための人権教育の在り方ということで、授業を通じた実践をしてきております。そして、今回は文部科学省の指定ということで、これを国分西小としては深めていきたいと。そして、子供たち一人一人に、いじめを含めた人権の感覚、人が最低身につけておかなければならないベースになるものを深めていきたいということで、今回、国分西小学校が指定を受けて進めていくということになっております。

○委員（池田綱雄君）

これは、霧島市では、国分西小学校の子供だけということですか。そうすると、1年生から6年生まであるんですが、全部を通して1年生からそういう教育するのか、その学年があるのか、そこはどうですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

これは学校として研究指定を受けておりますので、小学校1年生から6年生まで全校を対象として取り組んでいくというふうになると思います。

○委員（宮本明彦君）

7ページ、一番下の横川運動公園管理運営事業ですね。説明で横川体育館だというのは分かりました。最初は、プールがあるから、そのプールの水も浄化槽に入れるのかなと思ったんですけども、プールの水は入れないでいいということですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

プールのほうは、別に浄化槽がございますので連結なくてもいいということでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、体育館、プール、運動場、テニスコート、大体四つの施設があると思うんですけども、四つの施設それぞれに浄化槽がありますよということで理解したらいいんですか。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

体育館のほうには運動場のほうが一緒に使用するというので、テニスコートにはトイレはございませんので、運動場と体育館が同じ浄化槽ということですよ。

○委員（宮本明彦君）

ということ、浄化槽は基本的には二つだよということですね。大型というのは何人槽規模と考えたらよろしいですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

体育館それからグラウンドのところにつきましては、大型合併槽の730人槽が埋まっているという状況でございます。

○委員（宮本明彦君）

確かに大きいですね。730人が1日で入るといったら、年に何回ぐらいあるんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

この730人という数字は、体育館の平米であるとかグラウンドの平米とか、そういったものから算出されて、23年前の当時は、これだけのものを入れてという状況です。体育館で小学校のバレーボール大会があると800人入ったり、またグラウンドが併用されると、それなりの人数が入るということですが、一遍に700人が入るような規模の大会というのは、今までもなかったと思います。今回、導入しますのは260人槽です。当時、設置したときには730人槽が設置されておりましたが、今は、その後のいろいろな掛け算とか生活雑排水を入れられないというようなことから、250人、260人これぐらいの便座数とか平米数で、これぐらいのものでいいということで、今回、2,500万円をお願いをしてところでございます。ちなみに、国分体育館にも260人槽が入っています。バレーコートが4面できますので、同等規模の体育館があそこがございます。ですから、260人でも今後は処理ができるのかなというふうに考えて、今回は260人槽の設置工事したいということでございます。

○委員（宮本明彦君）

見直しが、きちっと行われたよとこういうことですね。あと一つだけ、同じ位置に入れ替えて設置するのか、別な位置に設置して、前のやつはどうされるのですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

場所的には、大体同じ所に設置になります。しかし、今、動いていますので、併用することが考えられます。そうしないと、体育館を何箇月間が止めることになりますので、利便性を上げるためにも、今のものは埋め戻して、そして配管関係がここに来ておりますので、その配管を一日、二日で入れ替えるときだけ停止をして、すぐ近くのほうにということ考えているところです。

○委員（植山利博君）

関連するのですが、今の答弁の中で生活雑排水は入れないというふうに答えられたんですけども、なぜですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

生活雑排水というふうに、私はお話ししましたが、油とか料理をしたくずだとか、そういったものが、ここには入り込まないということで、体育館ですのでスポーツをした後のタオルを洗ったり、汗を流したり、そういったようなものを入れるということを考えているところから、油と

か分離が時間的に掛かるものは、ここには入れないというから、係数の掛け率で0.4というのがあるみたいなんです、それを適用したということでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほどの小学校の英語教育の推進事業の関係でお尋ねをしたいと思いますが、今回、対象となる小学校・中学校については、先ほど御回答を頂いたところですが、その回答を受けて、小学校については全て旧国分の小学校が対象になっております。それで、これを分散をして、旧町ごとの主な小学校とかに取組を広げるとかというような議論はなかったのか。今回、このような形で旧国分だけを、その対象校としたという点について御説明を頂けませんか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

先ほど申し上げました小学校4校につきましては、既に平成26年から27年にかけては、英語推進校指定ということで、平成32年から全国的に導入されます小学校5、6年の英語科に備えるための準備の研究を始めているところでございます。この4校につきましては現在5・6年生で行われている外国語活動の英語の学習を3・4年生に移行しまして、5・6年生で英語の学習をするというための準備を今、やっている段階でございまして、お質のように霧島市全体にも、この研究成果を導入いたしまして、平成28年、29年度にかけて、全市的に英語科の実践を進めていくということで計画しているところでございます。ですから、今、4校で研究をして準備をしているものは、全て霧島市のほかの学校の3・4年生の外国語活動、そして5・6年生の英語科の学習に全部直結して生かしていくということで計画しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

分散をしてやるということでは、効率が悪いとかいうような、そういう判断があったのかどうかですね。その辺をお示してください。

○学校教育課長（室屋正俊君）

実際に、小学校や中学校で行っている教育活動は、年間を通した教育計画を作っております。それぞれの教科につきましても、どの単元内容に何時間かけるかというような指導計画を作りますが、これを1校でそれぞれが作るとなると、それぞれの学校に係る負担はかなり大きなものになります。そこで、標準的なモデル的なものを、先ほどお話をした四つの小学校そして二つの中学校で共同して研究して作成したものを、ほかの学校も標準的なものとして使っていただくと。そちらのほうが、より効率的で充実した学習を進めることができているところでございます。それから、もう一つは、この外国語活動と英語教育を行うには教科書的なものが必要なんですけれども、現在は、まだそれが国の負担としての支給がございませんので、また改めて本市で外国語活動と英語の学習を進める際には、予算等をお願いをすることもあるかと考えているところです。そういう意味でも、まずは先行的にしっかりと研究実践をして、計画を立てたもので全市的に実施をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（宮内 博君）

平成28年度からは、全市的にこの成果を生かしていくということでの御説明であります、その内容について、今回、研修をして先進地の視察を行って、生かしていくということですが、文部科学省の資料を見ますと、「指導の効果を高める方法の研究や研修について」というところで、具体的には「児童・生徒がつまづきやすい学習場面や指導に困難を感じる場面を取り上げて、ICTを用いてどのように指導すると分かりやすくなるかといったようなことを明らかにして、ディスカッションしたりして、授業研究や研修を行う」と説明をしているわけですね。ここにあるような形で、この4校で行った上で、それらの成果を来年度以降は全市的に取り組みと、こういうふうに理解してよろしいですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、委員がお話しになったとおりでございます。この研究には二面性がございまして、小学校の英語科の学習への導入という研究が先行しておりまして、今回、御説明を致しましたICTを活用

した英語教育推進事業というのは、改めて今回、文部科学省の指定を受けるものでございます。英語科という学習の場所を使って、ICTをどういうふうに使うことが効果的に、子供たちの学習に生かせるかという研究を、この事業ではさせていただきたいと考えているところでございます。そして、ICTの機器の導入につきましては、年次的に市の予算を頂きながら、市内の各小中学校に導入しておりますので、併せてICTの活用についても、研究の成果を市内の学校で生かしていきたいと考えております。

○委員（阿多己清君）

先ほど出ました横川の体育館の部分なんですけれども、23年が経過して、老朽化により機器等が故障したということなんですけど、先ほどの答弁では、現在も使用しているというようなことでしたが、トイレは使用できているのか。この機器が交渉したために、トイレも使用ができないのか、そこらをちょっと教えてください。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

この730人槽の下のほうは3槽に分かれております。最初に入る大きな槽の第1槽が今、定期点検で動かない状態です。回転盤で攪拌して、下のほうに固形物、上のほうに尿とかそういったものがあって、第2槽に送るといようなシステムで、そこが今、壊れている状態です。第2槽、第3槽も同じような役割をして、きれいな水にして流していくといような状況で、今のところ、流れる水を検査しながらですが、第2・3槽は、よく動いております。雑菌もちゃんと分解してくれているという状況で、施設あるいはトイレを止めなくてよい状況でございます。しかし、このまま放っておくと、第2槽、第3槽も同じように23年を経過をしておりますので、いつ壊れるか分からないということから早目に手を打ちたいということで行いました。では、修繕でいいじゃないかという考え方にもなると思いますが、回転盤でやるというこの方式、それから今、ばっ気方式というのがあります。こちらのほうが、将来的にも非常に安定的に動いていると。国分とか他の体育館は23年以上経っておりますが、修繕もせずはまだ動いてると。ですから、検討した結果、修繕か新設かということを考えましたが、新設をして長い間使っていこうと。5年後に国体がありますけれども、あるいは、また10年後に第2槽、第3槽が壊れると、それなりの高額な修理代が必要ということから、こういうことで近くに造り直すという考え方をしたところでございます。

○委員（阿多己清君）

分かりました。この施設が23年ということで、国分の体育館も40年近いと思うんですけれども、ばっ気槽で、機器の内容がちょっと違うということで長持ちしているのかもしれないんですが、この20年、30年経つ施設もかなりあるのかなと思うんですけれども、他の類似施設はどうなんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

確かに、保健体育課が所管しています体育館はたくさんございます。しかし、これは法律の中で定期的に検査をして、入ってくる量、それから中にいる菌、それから出ていく水、こういったものを、定期的に検査をなささいということで、法律で義務づけられておりますので、未だそこら辺がおかしい数字が出るとか、出たときには酸素を送るブローアのベルト交換とか、そういったものの修繕をその都度やっております。ばっ気槽とか他の体育施設は年数は経っておりますが、なんとか現役で動いているという状況でございます。

○委員（阿多己清君）

給食センターのほうなんですけれども、備品購入の予算計上なんですけど、現在、プレハブ冷凍冷蔵庫は、もう運転ができていない状況であるのか。調理業務等に支障が出たから要求されているんでしょうけれども、そこらの現状を教えてください。

○学校給食課長（北井上真悟君）

学校給食のプレハブ冷凍冷蔵庫につきましても、先ほどの浄化槽と同じような感じでございます。動いてはおります。ただ、安全衛生基準というものがあって、冷蔵庫は摂氏5℃から摂氏0℃の間です。冷凍庫は、マイナス20℃以下に保たなければならないという基準があるわけですが

れども、現在、ここの警告ランプがかなり頻繁に出るようになりまして、その基準を満たせない状況になっております。部品等が設置してから15年経過いたしております、根本的な修理は不可能だという状況になっております。また、今年4月にフロン法の改正がございまして、不安定な状態のまま運転していくということが好ましくないということで、早急に入れ替えをしていかなければならないということです。プレハブ冷蔵冷凍庫というのは、箱を設置いたしまして、その中に冷却ユニットを入れて運転をしていくという形になるわけですが、そのプレハブの箱自体の断熱効果というものが、調査では3割程度まで落ち込んでおります。場合によっては、冷凍庫の冷気が冷蔵庫のほうにも漏れ出すような形で、冷蔵庫でありながら、冷蔵庫が一部凍ってしまっているというような状況も見られまして、調理員さんたちが作業するときも滑って、けがをされたりする状況もありまして、いつ止まってもおかしくないという状況に陥っております。給食センターでございますので、給食を止めるわけにはいきませんので、作業としては夏休みにするしかないということになります。特に、去年の秋以降、急速にその不具合が目立つようになってまいりまして、どうしてもこの夏休みに入れ替えをしていかなければならないということで、今回、提案をさせていただきました。

○委員（徳田修和君）

関連ですけれども、この購入予定の備品というのは、今あるものと同規模のサイズと性能を持っているものなんでしょうか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

基本的には、今あるものを撤去して同じような形で、規模が大きいですので、カート等も押し入れなければいけないという構造ですので、そういった意味の機能としては一緒になります。ただ15年前と今では、ユニットの性能自体は違いますので、そういった意味では機能向上というのが図れるかと思えます。工事費が割と高めになってしまうという原因の一つと致しまして、15年前の設置は、何もない状況のところ設置するという形なんですけど、今回は屋内にいろいろな配管がある中で、探り探りよけながらの解体をして、そこにまた設置ということになりますので、そういった意味でどうしても割高になってしまうという部分はあるかと思えます。

○委員（徳田修和君）

容量的なものは、今設置してある場所に置くから同サイズだということで理解してよろしいですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

そのとおりでございます

○委員（徳田修和君）

給食センター自体もそこでの取り扱う食料が増えていく可能性もありますよね。他の所を集約するようなことになった場合とかも想定されるんですけども、容量としては、今のサイズでどのぐらいの余力で賄っているんでしょうか。そのサイズに対して常に何%ぐらい使っているものなのか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

隼人の学校給食センターは、5,000食対応の施設になっております。現在、4,250食程度を提供いたしておりますので、今回、導入する冷凍冷蔵庫も5,000食対応ということで導入する形となります。

○委員（下深迫孝二君）

冷蔵庫ですね。かなり老朽化しているということで、夏休みに取り替えるということでしたが、夏休み前に故障した場合は、どうされるんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

7月にあと二、三週間給食を提供していかなければならないわけですが、先ほども申しましたとおり、100%もつという保障はございません。その場合は、こういった対応になるかといいますと、短期間ということで、業者の方々をお願いをして、当日に持ち込むという形で、冷蔵庫を

なるべく使わない形での対応を業者の方々にお願いして、そこで作れるメニューを提供していくことになると思います。

○委員（今吉歳晴君）

同和対策事業は廃止されて久しくなるわけですが、この中で人権同和教育を小学生にされるわけですが、人権教育ではなくて、同和教育まで入れていく必要があるのか、その辺の見解について伺いたいと思います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

現在の国の人権教育の考え方と致しまして、様々な差別問題あるいは海外のいろいろな事象についての解決というものを取り上げておりますが、その中の一環として同和問題についても取り上げるといことで、人権同和問題だけを一つ対象としてやっているということではなくて、人権教育全体を国分西小の研究指定の中でも取り扱っていくということ考えているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

同和問題などということは、私なんかにしても遠い昔のことのようですね、そうなりますと、地域の問題も出てきたり、かえって人権問題にかかわっていくような気がしていると。私は、このことは外して人権問題、人権教育そういうことに切り替えていく時代ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、委員が御指摘の点につきましては、霧島市全体としても課題として持って議論をしているところでございます。ただ、いまだに結婚差別であるとか就職差別であるとか、様々な事象があるという訴えも一方にはあり、学校教育の中でも私どもお互いに公平に人と立場を尊重しながら、そして相手の思いを、ちゃんと理解をしながら、お互いのコミュニケーションを取っていくという、人権教育そのものの教育の中で、大きな問題にならないように配慮しなきゃいけないということではございますので、全てなくなったというふうにしてしまうことが、いかななものかということ、霧島市の施策の中でもいろいろ議論があるところでございます。今はそういう課題があるというふうに、教育の中でも捉えているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

いろいろな問題があったにしても、それを同和問題と結びつけていくことが、かえって不幸な結果を招くのではないかと。やはり、人権問題として取り扱って、ただ就職にしても、結婚して不利な状態になるようなことは、同和問題とは切り離してやっていかないと、これは、捉えるほうにしても、お互いに不幸な結果を招くようになりますから、できるだけこの問題につきましては、同和問題の言葉自体も早く忘れてしまうような対策が必要だと思います。

○委員（池田綱雄君）

私も同じ意見なんですけど、なぜ国分西小が指定されたのか。国分西小が手を挙げたのかどうかそこ辺はどうなんですか。たくさんある小学校の中で、何で国分西小学校を指定したのか、その過程について説明をお願いします。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

この研究指定校につきましては、学校の実態を見ながら、学校長あるいは職員が、子供たちのために何をすべきなのかと。例えば、教科の算数が研究すべきなのか、それとも国語がすべきなのかと、いろんな研究の中身がございまして。国分西小学校については、一人一人の子供たちを大事にしたいと。そして、相手の気持ちを分かることでトラブルを少なくしたい。そして、そういうことを一人一人が理解していくためには教育の場でそういう場を設定しながら、先生も子供もそして保護者もみんなで取り組んでいきたいという思いがあったというふうに聞いています。そして、その当時の校長が、私たちがそういうことで研究指定を受けたいというような意味合いで、市教委のほうに申出があって、そしてそれが認められていって、そして指定を受けたというふうな経緯になっているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

今の説明で、父兄も関わったような説明があったんですが、本当に父兄の方もそういう認識を持って、そういう指定を受けたいというのがあったんですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

保護者がそういう旨で言ったというよりは、学校として、子ども・学校・地域・保護者が一体となって教育はやるべきだというふうな考えがあるので、もし、そういう指定を受けたら、保護者の方にも協力をいただくというふうな意味合いで、言ったつもりでした。ちょっと意味が違った形で捉えられたということで、訂正させてください。

○委員（池田綱雄君）

国分西小学校は、英語も指定を受けて、人権同和教育も受けてということで、いろいろ研究をされるわけですね。そうしますと、それに費やす時間というのが相当あると思うんですね。そうになると、他の授業に支障はないのか。私は、逆に分散してもらいたい。二つも指定を受けずに、各学校に分散してもらったほうがいいなと思うんですけど、他の授業に支障はないんですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

ただいま御指摘いただいた点でございますが、英語教育につきましては、研究の中心は国分小学校を拠点校にさせていただいております。残りの三つの小学校については、研究提携ということで、研究授業等があったときには一緒になってやりましょうという形を取らせていただいております。人権教育の研究指定については国分西小学校が単独で行っておりますが、学校の校内の研究計画の中に位置付けてやっておりますので、無理のない範囲で計画的に実施をしていただいているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

この人権同和教育研究協議会ですか。これは何年続くんですか。1年限りですか。私が言いたいのは、長く続くようであれば、持ち回りでしてもらいたいなという要望です。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

一応、単年度で進めていくんですが、この西小学校の文部科学省指定については、例年、他の指定校のところも2年間はされるというふうに聞いているので、最大2年というふうに考えているところです。

○委員（池田綱雄君）

2年経ったら、手を挙げるところに指定をしていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

差別問題というのは、様々あるわけです。同和教育ということ、なぜ、わざわざ名称にそれを冠に入れなきゃいけないのかという点では、先ほどありましたような問題もあろうかと思えます。ですから、私、たびたび申し上げているんですけども、一般事業に早く移行しなさいよということも、こういった形で表れてきている部分についても配慮しないとイケない話だと思うんです。そこで、お尋ねをしたいんですけども、私ども環境福祉常任委員会で、昨日も感染症の患者の方たちの陳情を議論を致しました。その中でも、いわゆるそういうものに感染をしていくということによって、なかなか理解が得られない。いわゆる、この差別につながるような、そういうものがあるということも認識をしたところです。それで、通常のエイズでありますとか肝炎であるとかウィルス感染だとか、そういうものと同和教育というのは、これはもう全然性格が違う話ですね。民族でもありませんし、その辺の教え方っていうのは、どんなふうを考えてやっているのか、そこの基本的なところをちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○学校教育課長（室屋正俊君）

今、私たちが、教育の現場で抱えている課題の一つにいじめでありますとか、それに起因する不登校等もでございます。今、議員から御指摘のいろいろな人それぞれの在り方を見て、他人が誹謗中傷したり、差別をするということが、決してあってはならないという意味で教育を進めております

ので、その意味で人権教育そのものに、いろいろな要素があります。その中の一環として、日本の歴史的な背景として同和問題があったということで、中学校で基本的に歴史認識の確認ということで取り上げさせていただいたり、また道徳教育の中で、決して人権教育の一つとして差別をしたらいけないということを取り上げさせていただいたりしております。何も全て同和对策地区であったり、同和問題であったり、それだけを特化して教育をやっているという部分は、今はもうなくなってきております。広く人権教育、いろいろな事象の中で取り上げさせていただくということで、私どもは考えているところです。

○委員（宮内 博君）

同和問題に特化をしたことではなくて、広く人権という形で教育もされているということであれば、先ほど申し上げましたように、既に同和教育は一般事業に移行してるわけですので、その冠のところも、やはりそういう形で行うということであれば、先ほどのような議論にも発展をしないというふうに思うんです。同時に、その同和事業というのは、実は人に対する差別ではないんですよ。その地域に対する差別なわけです。その地域に住んでいる、住んでいないということが、また人の差別につながるということでもありますから、そのところは先ほどおっしゃった歴史的な背景が、当然あるわけでありまして、しっかりそのところを理解を頂くというか、そして、その垣根を取り払う取組が求められるということだけは申し上げておきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

横川の合併浄化槽の件ですが、今、24年ぐらい経っているということでしたよね。一方、国分運動公園は40年を経過しているということで、機種選定を間違えると、短期間のうちに膨大なお金を掛けないといけないということもあるわけです。ですから、施設もたくさんある中で、長期間故障なく動いているような機種の選定をしていかないと、また24年くらいで壊れて2,500万円ものお金を掛けなきゃいけないということもあるわけなので、機種の選定だけはしっかりと間違わないようにしていただきたいというふうに思います。

○教育部長（越口哲也君）

議員のおっしゃるとおりでございます。他の施設では、それ以上に安定的な稼働をしている中で、23年でこういう形で故障したと。回転式ということで、ぐるっと回しながら浄化をしていく。2槽、3槽を通していくということで、今回、1槽を修理をしようという考え方もございました。ただ、1槽を先ほど言ったように修理をしましても、また2槽、3層に同じような故障が出てくると、また駄目になると。特に、今回は1槽でしたので、まだ2槽、3槽の先のきれいな水を作るところのほうが生きていますので、そのままチェックをしながら稼働させておりますけれども、万が一、2・3槽のほうが悪れますと使用ができなくなるというようなこともございましたので、今回は、今、安定的に稼働しているばっ気式の機種に入れ替えることで、今後もずっと安定的に使えるようにということで配慮したところでございますので、そういう意味では、今回の入替えにつきましては、十分御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

人権同和教育研究協議会支援事業の名称の議論が先ほどからなされておりますけれども、これは100%、県の委託金ということですが、名称も県が使っている事業名と一緒に理解でいいんですか。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

この人権同和教育研究協議会支援事業というのは、市の事業名でございます。そして、国分西小が今度、受けるのは、人権教育研究指定事業というふうになっております。そういうふうな形で、実際のところは、市の事業名と文部科学省の事業名とは異なっておるということでございます。

○副委員長（植山利博君）

英語教育の説明の中で、外部有識者をとありますよね。アドバイザーとして招聘すると。外部有識者というのは、どのような方を想定されていますか。

○メディアセンター指導主事（加治木徹君）

今、想定しております外部有識者ですが、英語教育に関しましては鹿児島純心女子大学の川上典子先生にお願いをしております。この方は、去年から継続ということになります。そして、ICT関係につきましては、千葉の放送大学の中川一史教授にお願いしております。この方は、全国的にも先進的にICT教育を取り組んでいる方になっております。

○副委員長（植山利博君）

合併処理浄化槽についてですけれども、それぞれ古いものやら修理をしていかなきゃならない維持管理が必要だと思うんですが、今、教育部関係の建物とか施設で、合併処理浄化槽の設置がない施設若しくは建物等がありますか。

○教育部長（越口哲也君）

公の施設としましては、全て合併浄化槽になって、少なくとも単独浄化槽はございません。ただ一部、昨日の総務文教常任委員会の調査でもありましたけれども、学校の先生方の宿舎等では、くみ取り式の施設も若干は残っておりますけれども、それ以外の現在使われている中では、全てにおいて合併浄化槽の設置がなされているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

若干あるということですが、取り壊したり、廃棄するような施設。先生方の住宅もあるというふうに聞いておりますけれども、若干ある施設については、今後、残すべきものには合併浄化槽を設置をしていくという考え方でいいんですか。

○教育部長（越口哲也君）

そのとおりでございます。あと体育施設では、国分南公園が、公共の部分では最後のくみ取り式でございまして、今年度予算を頂きましたので、今年度中にそちらのほうも合併浄化槽を設置するというので、これで一般的に使われる施設は、合併浄化槽に替わるということでございます。そして、残っている校長・教頭住宅と一般職員の住宅につきましては、一般職員の住宅は空き家がございまして、空き家に限って、くみ取り状態でございまして、入るめどがたてば当然、合併浄化槽を入れる考えでございまして、今、空いていて使わない状態でそういう設置費用を掛けるのも無駄なところでございまして、その後の使用状況によって設置を考えていきたいと思っております。

○副委員長（植山利博君）

隼人の学校給食センターのプレハブ冷凍冷蔵庫の更新についてですけれども、これは冷凍冷蔵庫ということで、冷蔵庫と冷凍庫がセットになっているものという理解でいいんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

区画としては、八つほどございまして、冷蔵庫、冷凍庫が一つの部屋というよりは、それぞれの区画は別になっております。なので、そのプレハブユニットごとに冷蔵庫として機能するものと冷凍庫として機能するもの。特に、冷凍として入ったものを冷蔵庫に移して解凍するとか、そういったような動線もございまして、ユニットごとに機能があるというふうに御理解いただければと思います。

○副委員長（植山利博君）

ユニットはいくつあるとおっしゃいましたか。そのユニットが八つと今、おっしゃったと思うんですが、五つとすれば、今回、五つ全部換えなければいけない状況になっているんですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

申し訳ございません。メインのところは、五つのユニットでございました。先ほど申しましたとおり、構造上その一部だけを取り払って、またそこだけ設置するというのが、ウォークインタイプでございまして、撤去する時には、一旦、床もはがさないといけないということになりますので、どうしてもその一部分だけというわけにはいかないという状況です。実際に、かなり不具合が出ているのは、その1か所なんですけれども、劣化が3割程度まで落ち込んでおりますので、また今後、不具合も出る可能性も高いということもございまして、今回、全てを入れ替えるというふうに

計画いたしております。

○副委員長（植山利博君）

いろんな考え方があるんでしょうけれども、独立したユニットでというような考えは、現場でしっかり協議がなされたうえのことだろうと思うんですが、今回、更新されようとするユニットは、前回のものが15年ですけども、耐用年数は約何年とお考えですか。

○学校給食課長（北井上真悟君）

プレハブの壁自体の耐用年数ということが、一番大きくなってくるかと思うんですけども、業者等に確認を致しますと、基本的なものとしては余り変わらないだろうと。15年前後経つと、どうしても劣化が見えてくるものであって、15年経ってもその設置したままというわけにはいかないということでした。劣化のスピードが15年前のものに比べれば、若干緩和されているので、現在のものよりは延びていくのはないかなと考えております。

○委員外議員（木野田誠君）

英語教育のことについてお伺いいたします。先ほど宮内委員からも質問がありましたけれども、宮内委員のほうからは、なぜ国分だけなのかというような質問でありました。先般、一般質問におきましても、確か時任議員だったと思いますが、このことについて、なぜ国分の大きな学校だけなのか。小規模校は、なぜ入っていないのかというような内容が質問されたかと思いますが、このことについて、私も質問いたします。私どもの目から見ると、市内各小学校たくさんあるわけですけども、この中で、大体大きな学校だけ4校選ばれていると。霧島市内の小学校を見ると、ひよっとすると半分以上が、小規模校じゃないかと思うんですが、この4校の中に、なぜ小規模校が入っていないのか。先ほどのある委員の話の中には、同じところだけしないで、他にも回してくれというような話もありましたけれども、このICTの効果を見るために、そのデータを収集するということですが、これは、小規模校のデータは必要なかったのか、ないのか。小規模校であればあるほど、その効果がより大きく発揮されるんじゃないかなという、素人目から見るとそういう面も見えるんですが、その辺が非常に疑問であります。先ほど差別の話も出てましたけれども、差別というのは受けるほうが差別だと思えば、それは差別だ。学校教育ではこういうふうには大体話されますね。これを捉えると、私ども小規模校に住んでる者から言うと、これは差別です。そういう捉え方もできないわけでもないわけです。一般質問でも、前にこういう質問があったときに、なぜ検討されなかったのか。それは、時間的な流れもあったかもしれませんが、非常にこの辺が疑問であります。今日が、この件に関して最後の質問の機会だと思いますので、よろしく願います。

○学校教育課長（室屋正俊君）

この英語教育に関する推進事業につきましては、要素が二つあることを、もう1回説明させていただきます。まず、日本の国全体で平成32年から小学校の5、6年生で、英語という教科が導入されます。ただ、その導入は決まっていますけれども、それを実際にどういうふうには指導するかという計画・準備がまだ行われていないので、しかもそれは学校ごとに計画しなければいけないので、現在、国分小を中心とした四つの小学校でその材料づくりをしております。これは、これから先、霧島市内の全ての小学校に提供して授業ができるようにしていくということでございます。現在、その準備をしているということで、この四つの小学校だけが恩恵を預かるということではなくて、霧島市内の全ての小学校、大規模校も小規模校も等しく同じレベルの授業ができるようになるための準備をさせていただいているということでございます。それからもう一つの面としまして、ICTを授業で活用するというところでございますが、このICTの活用教育の推進事業には、備品としてのパソコンやタブレットを購入することは認められておりません。ですから、提案を致しました350万円余りの予算の中にも、そういう機器を購入するという計画は入れてございません。各学校への機器購入につきましては、これまでも計画的に各学校に導入させていただいておりますので、このことにつきましても、霧島市内の全ての小中学校に、これまでと同じように計画的に導入をさせていた

だいているところでございます。詳細につきましては、担当のほうから説明させますけれども、子供たちが使うノート型のパソコンであったり、今、導入を進めております手に持って操作ができるタブレット。これも子供たちが使えるように、全ての学校に計画的に導入させていただいておるところでございます。

○委員（木野田誠君）

今、準備の段階だと。これは当然分かってるわけですよ。準備の段階でなぜ小規模校を入れなかったのかということを知っているわけですから。

○学校教育課長補佐（安藤晋哉君）

課長が、今、説明した中身のところで、一つ、授業はどこでもできるんです。なので、この研究している先生たちが、また研修する機会がありまして、そして各学校に持ち帰って実践をしていくというふうな形を取ります。ただ大きな問題は、計画を立てるところでございます。全くモデルがございませんので、その学校が、まずモデルを作るとなったときに、各小規模校のところでモデルを作ってくださいとなれば、少ない先生方の中に、またその業務を加えていくところがございます。であれば、先生たちがいらっしゃる数の多いところで、なおかつ、語る時の中身として、実践的な部分も含めて、時間的なものを考えたときに、モデルを作るのであれば、その学校を中心にしていただいて、それを今度は、小規模の学校で実践をしながら、それをまた持ち寄って精度を上げていくということが可能になるかなというのがあるので、まずは、モデル校として、今度は国分地区だったんですけれども、そこをお願いしたということでございます。

○学校教育課長（室屋正俊君）

補足をさせていただきたいと思います。私どもも皆さんも、英語教育については中学校から、全て受けております。その経験がございます。あのイメージで、英語教育を小学校で行うということではなく、全く違う視点で子供たちが、日常生活で英会話ができるという非常に高いレベルでの小学校5、6年生での英語教育を今、私たちは考えております。そうしますと、私たちが、中学1年や2年で学んだように、スペルを学んだり、書いてテストを受けたりということとは違う形での英語科の授業を行っていかねばいけません。これは、残念ながら、私ども教員も、全く経験をしていない、計画していない授業の内容でございます。そういう意味で、繰り返しますけれども、まずは研究の中心になる教員がモデルを作って、それを市内の学校に広げていきたいということで、現在、市内の四つの学校で研究をさせていただいてるところでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時37分」

「再開 午前11時41分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、川村総務部長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○総務部長（川村直人君）

先ほど、宮内委員から工業団地の用地の取得に関連いたしまして、雇用の具体的な見込みがあるかという御質問の中で、私のほうが、一般質問のほうで担当部署がお答えしたとおりですという答弁を致しておりましたが、私の勘違いございまして、一般質問では、そのようなことは答弁は致しておりません。別な機会でお知らせしたので、おわびして訂正を申し上げます。申し訳ありませんでした。

○委員長（有村隆志君）

審査を続けます。次に、企画部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画部関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算は、共生協働推進課の霧島ふるさと元気再生事業費に関する補正でございます。国の補正予算に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金（いわゆる地方創生先行型）を財源とする新規事業を計上しているほか、ふるさと納税寄附金額の見込額増に伴う必要経費の増額補正を行おうとするものでございます。詳細につきましては、共生協働推進課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中馬幹雄君）

今日も冊子をもらいました。この中で、私が焼酎を飲むから気が付いたのか分かりませんが、「霧島の焼酎」ということでこれは7ページ、プレミアムコースですね。6本焼酎瓶が並んでいますが、「魔王」は霧島の焼酎ですかね。それと、「てんからもん」というのはどの焼酎ですか。溝辺ですか。要は、次のページに焼酎瓶が並んでおります。「赤霧島」それから「魔王」となっていますが、やはりこれは霧島市の製品をお礼の品という形にするのが当然じゃないかと思うんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

本市におきましては、昨年11月からふるさと納税に対するお礼の品を贈呈する事業を開始いたしましたけれども、本年度におきましても68の事業者から150品目の提供、本市とタイアップをしていただきました。そのタイアップ事業者の一つが、この焼酎を提供していただいているところである有限会社赤塚屋百貨店でございますけれども、そこでのタイアップということで、本来であれば霧島市の特産品を全て我々のほうで選出いたしまして、霧島市のものではない物ははじくべきであったかもしれませんが、地場産業の振興そして地域活性化という観点から、赤塚屋百貨店から提供していただいた焼酎につきましては、全部タイアップさせていただいております。ですので、その中に「赤霧島」「魔王」とか、本市の酒蔵が造っていない物も含まれておりますけれども、地場産業の振興を図るという観点から入れさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

この赤塚屋百貨店、ここがこの6本をセットでやりますよということだと思いますが、何でその時点で「魔王」は霧島産じゃないので霧島産に変えてくださいというような相談をしなかったんですか。それと、地場産業と言われますけれども、人のところの地場産業をやる必要はないんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

酒そのものは他のまらの焼酎かもしれませんが、あくまでも私どもは68の事業者とタイアップをさせていただいております。その68の事業者の振興を図ることということで、赤塚屋百貨店さんから提供いただいたものは全て入れておりますので、そこは御理解いただければと思います。苦しい答弁ですが、よろしくお願ひします。

○委員（中馬幹雄君）

全国的に名の知れているのは「魔王」だと思うんですよ。言っちゃ悪いけど。ですから、「魔王」を目当てに寄附をする方もいるかもしれません。ですから、最初の申出があったときに、これを別な物に変えてくださいと、何かそういう話合いはしたんですか。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

細かい部分につきましては、特に協議は致しておりませんが、確かに他の酒蔵の焼酎が入

っているというのは気付いておりました。ただ、地場産業の振興だけじゃなくて、霧島市への寄附の促進を図るということからも、大変人気のある商品でございましたので、「魔王」それから「赤霧島」等については、ここから除いてはおりません。

○委員（中馬幹雄君）

それでは霧島市の振興にはならないと思うんですよ。ですから、私はこの冊子を何万冊作って、いくら配布したか聞きたかったんですけども、もうこれを撤廃して、冊子の作り替えをお願いしたいと思います。

○企画部長（塩川剛君）

現時点での冊子の作り替えというのは考えていないところでございますけれども、個々の商品を取って霧島市の商品である・ないという判断、また霧島市でない物が入ってきていることによって、霧島市の振興につながらないのかどうなのかというところは検証しないといけないとは思いますが、それぞれのタイアップしている事業者が提出された、そういったような品物でございますので、今のところはそういったような意思を尊重していきたいと考えておりますが、次回からの検討課題とさせていただきますと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

先般、長野県のほうに、ふるさと納税6億くらいという、2万幾らの人口で、かなりふるさと納税が来ているというところに行ってきました。やはり、地元の物を大事しているんですよ。お米にしても幻の米とか、いろいろ名前が付いてやっています。ここでは「魔王」が欲しいために限定していますよね。何本、何組と。そして、「魔王」が欲しい人たちが、今度はこの「魔王」を造っているところの市町村にふるさと納税をする可能性も十分あるわけですよ。だから、今、中馬委員のほうからもありましたけれども、霧島市に焼酎の数がそうないわけじゃないんですよ。霧島市でもたくさん数もあるわけです。そこら辺は、この瓶の上に同じ瓶のメーカーを作って貼れば簡単で、冊子を作り替える必要もないという気はするんですけども。地元を思う人たちがふるさと納税というのをされる。また、霧島市の品物が本当に欲しい人たちがされるんじゃないかと。この間、長野県に行ってそう思ったんです。ですから、そこら辺は今後検討を十分されないと、よその商品を送って、ふるさと納税をもらおうというのは、ちょっと虫がよ過ぎるような気がしないでもないですよ。そこら辺も検討されなかったというのは、ただ地場の企業さんが出された物をそっくり受け入れられたということで、それはそれでまた協力には感謝しなきゃいけないわけです。「赤霧島」なんていうのは、雲仙市から議員が来られたときも「霧島を飲んでますよ」とおっしゃっていたけど、「これはうちの焼酎じゃないですよ」と、そのときも雲仙市の人たちにホテル京セラで申し上げた経緯があったんですけども、「ああ、そうなんですか」ということをおっしゃっているわけですよ。そこら辺は、全部冊子を作り替える必要はないので、この焼酎瓶の形を印刷したこの上に霧島市の焼酎のシールを貼れば、よく議案書などを間違えられたときに差し替えをしてくださいますと、いつも来て貼り替えをされているわけです。それで十分対応できると思っておりますが、どうですか。

○企画部長（塩川 剛君）

これはもう刷り上がったものなんですけれども、この「魔王」を出されたというのはその事業者の意思ということでございますので、簡単にそれを貼り替えるということは非常に難しいかなというふうに思っております。いずれにしても、焼酎だけでなく、地場産品の考え方については今後整理させていただきたいと思っております。納税される方は商品を目当てにという方もいらっしゃるかと思いますけれども、霧島市がそういうことをしているというようなこと等で納税されている方も多分にいらっしゃるのではないかなというふうにも感じているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

品物がうんぬんとおっしゃったけれども、聞いた話ではほとんどが、この品物が欲しくてふるさと納税をされてるという方が95%ぐらいいると。6億幾らも集めている長野でもそうでしたので、奇特な方がおられて「霧島市のために品物は要らない。だけれども、ふるさとを思う気持ちで納税し

たい」というのは、ほんのズメの涙ほどだということも頭に入れていただきたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

○委員（徳田修和君）

指定寄附金6,000万円の増額ということですが、この辺はどのような効果が上がってきていてとか、どういう根拠で計算されたのか、お示しいただければ。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

霧島市におきましては、先ほどから説明いたしておりますとおり、昨年11月からお礼の品を開始いたしまして、これまで霧島市への直接寄附というのは大体200万から250万円程度でした。25年度までは。それが、このお礼の品のおかげもありまして1,400万円程度、26年度は寄附を頂いております。今年度につきましては当初予算を2,000万円で見込んでおりましたけれども、はるかにそれを上回ると。今年度のこれまでの推移を見ましても、月に約1,000万円ぐらい寄附を頂いておりますので、今後の動向も見ながら月300件の600万円程度、ただし年末は若干増えるであろうということで、11月と12月を1,000万程度で見込みを致しまして、総額8,000万円程度ということで6,000万円の増額補正と致したところでございます。

○委員（徳田修和君）

よく納税金額の高いところが出てきますけれども、これの全国的な平均として、この8,000万円というのはどのような位置で捉えればいいのでしょうか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

昨今、お礼の品を行う自治体が増えておりますけれども、スタートの時期がそれぞれ異なります。私どもも実際は昨年からはじめたということで、昨年も年額というわけではございません。したがって、全国的に平均が幾らという数値は非常に取りづらいたところで、したがって、どの辺りにあるというのもちょっと難しいところです。

○委員（徳田修和君）

霧島市は、市報とかも全国的に表彰されて、すばらしい評価を受けているわけですが、今回このカタログ、言葉が悪いかもしれませんが、非常にダサいですよね。見劣りするといえますか、しかもAコース・Bコース・Cコース・Dコースとあるんですけれども、分かりにくいですよね。見た方がぱっと見て、これは何を頼めばいいのかさっぱり分からないようなカタログだと思うんです。何かすごく時代遅れといえますか、せっきく霧島市をアピールするふるさと納税ですから、この中に、例えば12ページにお茶が出されていますけれども、霧島市がどういうお茶の生産地で、どんなのがアピールされ、そんないいお茶をつくらっているんだっていうのも、商品が載っているだけで、これじゃ分かりません。その辺の気配りというか、せっきくアピールするのであれば、それぞれの霧島市の特徴であったり、すばらしさというのを、カタログの中でも訴えるべきだったと思うんです。商品をずらずらと並べるだけでなく、この辺のところを、どう考えて作られたのでしょうか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

デザインについての御意見を頂きました。霧島市は、市長が何度も申し上げておりますように、お礼の品数を増やす。昨年からはすると約2倍ということで、150品目です。タイアップをする事業者も2倍の業者数ということで、中山間地域を含めた市内の業者さんの育成を主眼にしたお礼の品という発想で取り組まさせていただいています。今、申し上げましたとおり、何せ品数が多いもんですから、どうしても商品の紹介をまず主になさなければいけないと。頂きましたその背景等という意見につきましては、今後もカタログにつきましては作成していきますので、どの程度含めるか検討させていただきたいと思います。

○委員（徳田修和君）

こういうカタログ等からでも、「霧島市にこんな産業があるんだったら、こういう仕事に就いてみ

たい」だとか、移住定住の点から見てもこういうのでアピールするというのは非常に大切なことだと思いますので、その辺のところも考慮しながら、こういうのは作成していただきたいと、指摘させていただきます。

○委員（中馬幹雄君）

先ほど私が指摘しました件ですが、この6本の赤塚屋百貨店さんに相談されて、この「魔王」を別に替えるという相談をする気持ちはございませんか。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

こちらは、寄附金額に応じたお礼の品ということで、プレミアムセットになっております。ということは、寄附していただいた金額が多くなりまして、霧島市では30%ほどの還元ということですので、そうしますと、そこに見合った地場の単価の高い焼酎を、業者さんが準備できるのかという現実的な問題もございます。ただし、そういう御意見を頂きましたので、御相談はさせていただきたいと思っております。

○委員（中馬幹雄君）

「魔王」の値段というのは、原価は他の焼酎と変わらないと思っておりますよ。ただプレミアムが付いて、万単位の金額が付いているわけであって、この赤塚屋百貨店さんが仕入れる値段というのは、他の物と一緒にだと思えますよ。ですから、「芋」とかそういう物に替えて入れてくださいということをおっしゃると思っておりますよ。

○企画部長（塩川 剛君）

中馬委員から御指摘のございました、7ページのこの焼酎6本セットでございますけれども、非常に人気がありまして、今年度はもうソールドアウトということで、検討するということになれば次年度からと。今年は品物がもうないという、そういう状況でございますので、来年分からまた検討させていただきます。

○委員（下深迫孝二君）

今、赤塚屋百貨店さんからという話でしたよね。私もよく知っています。これを直接、今ここに並んで焼酎屋さんに、御相談された経緯はないんですか。焼酎工場はいっぱいありますよね。普通に問屋さんを通してではなくて、焼酎屋さんのほうに直接御相談された経緯はないんですか。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

この焼酎につきましては、霧島市内に七つの蔵がございますけれども、本来であればこの七つの蔵から直接タイアップしていただけるのが一番いいわけですが、製造に関しての免許は持っておりますけれども、酒販の免許を酒蔵のほうに持っていない関係上、販売できる場所を募集を掛けましたところ、応募があったのが赤塚屋百貨店からということで、赤塚屋百貨店が全ての焼酎をこのような形で提供していただいているところでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、私も霧島市の焼酎を載せるべきだというふうに思っております。そこで、霧島市にも焼酎販売店が結構あると思っております。この赤塚屋百貨店さんだから、例えば「国分」とか「芋」とか入っていないんですが、取引が余りないのかなというふうに個人的に思っております。だから、そういう焼酎屋さんを何軒かに出して、5、6本で3万円くらいに国分の焼酎をとというのは。次からですよ、今年は終わったというから。来年度からですね、そういう焼酎屋さんで取引をしていない焼酎メーカーもあると思っておりますので、やっぱり幾つかの焼酎屋さんを声を掛けていただきたいというふうに思います。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

タイアップ事業者につきましては、年明けに市報等に記事を掲載しまして、公募を行いまして、手を挙げていただいた業者さんでございます。こちらから一本釣りのような形では行っておりませ

ん。広報がどの程度行き届いていたかというところはあるかも知れませんが、選定に当たりましてはやはり公募という形で、できるだけ期間に余裕を持たせるなどの工夫を行っていきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

このパンフレットは何部作って、どのような配布の仕方をされたか、お示してください。

○中山間地域活性化G長（西溜和幸君）

このお礼の品のカタログは、平成26年度の予算で3,500部作成させていただきました。そして、ほとんどが県外、市長が東京とか、ふるさと会とかに行かれたりしますので、そういったところで県外向けにPRするような形で、配付をさせていただいているところでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで企画部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時09分」

「再開 午後 1時08分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、生活環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）のうち、生活環境部所管分の概要につきまして御説明いたします。今回の補正予算は総務費の戸籍住民基本台帳費につきまして、マイナンバー制度の本格実施に伴う業務に関する経費を追加計上いたしましたものであり、当初予算額9,759万円に4,422万2,000円を追加し、補正後の額を1億4,181万2,000円とするものでございます。以上が概要でございますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民課長（造免秋子君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（岡村一二三君）

このマイナンバーの関係ですが、地方公共団体情報システム機構に委任するということでしたので、この地方公共団体情報システム機構が発行しているパンフレットがあったら頂きたいと思いますが、委員長においてよろしくお取り計らいをお願いします。

○委員長（有村隆志君）

今、申出がありましたけれども、パンフレットがございましたでしょうか。

○窓口G長（佐多一郎君）

パンフレットにつきましては一部ございますので、コピーでよろしければ人数分お持ちしたいと考えております。

○委員長（有村隆志君）

それではお願いします。ほかにございませんか。

○委員（宮内 博君）

法施行に伴うマイナンバー制度、4,422万2,000円、全額国庫補助ということでもありますけれども、まず基本的なところをお聴きしておきたいと思うのですが、これはどのような制度で、どのような情報がこれによって収集・管理をされるのかということについて、お尋ねをしておきたいと

思います。

○窓口G長（佐多一郎君）

この社会保障・税番号制度に伴う、主な市が保有するデータにつきまして、データの基準時点が若干違うんですけれども、まず、住民基本台帳につきましては、平成27年7月1日時点で12万7,342件のデータがございます。データの内訳としましては、住所・氏名・生年月日・性別等が内容となっております。そのほか、個人住民税課税件数としまして5万5,495件、これは平成26年度実績でございます。主な内容としましては、所得金額、所得の種別、控除額、扶養情報等が入っております。続いて、児童手当支給件数と致しまして1万338件、これは平成27年6月支給実績となっております。主なデータとしましては、対象児童数・手当金額・支給年月等となっております。要介護認定件数としまして5,891件、こちらは平成27年3月末時点のデータでございますが、データとしましては資格情報、認定区分、給付情報等となっております。生活保護受給件数につきまして、1,635件が平成27年6月末現在でデータとして補完されております。内容としましては、支給年月、扶助の種別、支給金額等がデータとなっております。それと、日本年金機構から頂いた資料になりますけれども、年金の受給者件数ですけれども、老齢年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等を含めまして、平成26年3月31日現在のデータとなっておりますが、霧島市内の受給者が3万1,413名となっております。年金につきましては被保険者、掛けているものの人数になりますけれども、第1号被保険者が平成27年5月末現在で1万4,165名、任意加入者としまして164名、3号被保険者としまして1万83名、合計2万4,412名というふうになっております。ただし、2号被保険者につきましては年金グループのほうでも確認をしましたが、情報はないということでした。

○委員（宮内 博君）

今、紹介があったように、サーバーの中には年金、税、住民基本台帳、それから児童手当や生活保護の件数、そういうものが全て接続をされるということになりますよね。それで、現在は福祉システムであったり、税務のシステムであったり、それから住民基本台帳システムであったりという、この三つのシステムということになっているわけですが、既に今年3月の法律改定案の中には、預金口座にもこの利用を広げると。いわゆる銀行システムにも接続を可能にするようなものというのが既に提案をされているというふうになりますけれども、そういうことになると、実際に預金残高とか、そういうものについても全てこの12桁の番号の中に、情報として収集をされるということになりませんか。

○窓口G長（佐多一郎君）

情報の収集という形をお聞きなられたと思うんですけれども、情報につきましては、マイナンバー自体が紐付けられるわけではなく、暗号化したコードで紐付けをするというふうに聞いておりますので、それが芋づる式に情報が漏えいするというシステムにはなっていないというふうにお伺いしております。

○委員（宮内 博君）

そういうふうに、システムを構築するときには強調されるけれども、6月1日に発覚をした125万件の年金の漏えいというのが、最近の新しい情報の中であるわけだけれども、これが集約されますと1億2,000万人分のデータが管理をされるということになりますよね。既に、アメリカなどでは8,000万件の情報が流出をしたと。韓国では2,000万件の情報が流出されて、クレジットカードなどに利用されているというようなことが既に起こっているんですが、日本年金機構のこの125万人分の情報漏えいについても、今、年金番号の書き換えの作業に入っていますよね。それで、9月までには、この漏えいされたと思われる方に全部通知をして、換えるということなんですけれども、修復までにそれでも3か月掛かるということになるわけですが、実際にどれぐらいのそのセキュリティがあるのかというのは現段階で、6月1日のそういう漏えい事件などがある中で、認識がされているのかということについてお聴きをしておきます。

○窓口G長（佐多一郎君）

情報政策課がセキュリティーに関しては詳しいのですけれども、私が知って範囲でお答えしたいと思います。霧島市につきましては住民基本台帳、例えば税情報のパソコン画面とインターネット画面というのは切り離して使われている関係がございまして、直接そちらから覗き見をされる、情報が漏えいするというふうには考えておりません。

○委員（宮内 博君）

霧島市においてはそうだろうと思うけれど、国はこれを全部見ることはできるのですよね。一つのところにまとめるわけです。それで、何のために使われるんだろうかということなんですけれども、まず、その前に、どういうスケジュールになっているか、そこを御紹介いただけませんか。

○市民課長（造免秋子君）

通知から交付までのスケジュールよろしいですか。[「はい」と言う声あり] 10月5日から地方公共団体情報システム機構（J-LIS：ジェイリス）のほうから通知カードが通知されます。その通知を受けて、今度は、個人番号カードの申請は任意ですので、申請をされる方はそのジェイリスのほうに申請用紙と写真を付けて申請していただいて、平成28年1月から個人番号の交付ということで、今度は交付をする場合は市町村のほうで交付をすることになっております。

○委員（宮内 博君）

それで、これは何のために使われるのかということなんですけれども、その辺を御説明いただけませんか。

○窓口G長（佐多一郎君）

個人番号についての最大の利点という形なんですけど、例えば、税務署とか、市町村とか、年金機構とか、各関係機関がございすけれども、その手続をする際に住民の方々は、いろいろな住民票とか税証明とかを持って市町村で取り寄せたりして、それを提出しなければならないというのがございすけれども、それがデータを集約できることによって、その発行をしなくても手続が完了するというのが、まず1点にございす。あと2点目としましては、マイポータルという機能がございまして、それは個人が管理できるサイトが開設されまして、例えば自分の情報かどこに流れたかとか、そういうものを監視する機能があるというふうに国のほうからの説明がありましたので、そのように聞いております。

○生活環境部長（小野博生君）

私のほうから、今回のマイナンバー制度の目的と利用する方法について、若干御説明させていただきたいと思ひます。今回のマイナンバー制度は、皆様御承知のとおり、国民一人一人に番号が付されるということでございす。これのそもそもの目的が、まずは今出ましたけれども行政の効率化、国民の方々の利便性を高める、そして公平・公正な社会を実現するという三つの目的を持っていらっしゃるようございす。一つ一つ御説明いたしますと、まず公平・公正な社会の現実と致しましては、昔、年金で不正受給という問題がございまして、つまり、本当は亡くなっているのだけれども、もらっていると。このため、住民基本台帳とつながった番号と全てのところが共有するというので、そういうのが無くなるだろうというのが、まず一つの目的のようございす。それと、あと国民の利便性ということで、将来的な部分なのかもしれませんが、新聞等が出ていすけれども、医療費控除などがこのマイナンバーで、マイポータル制度の中から確か申請するだけで、わざわざ行かなくていいとか、あるいは年金の開始手続等も今までは戸籍とか住民票をわざわざ市役所から取っていかなければいけなかったものが、それもマイナンバーでつながっているから利便性が向上するということもあります。先ほど言いましたように、そういういろんな番号を持つことで、国の行政機関等が効率化されるというのがございす。そういうことから、平成28年1月からですが、まずは社会保障の部分と税と災害対策に行政手続のマイナンバーが必要になるというふうになっているようございす。ですので、最初は、平成28年1月からは社会保障の関係、まずは年金・労働・医療福祉なんですけれども、医療福祉等はまだ年金もいかないと思ひますが、まずは住民基本台帳の中で付された番号を基に構築がされていくというようございす。社会保障の面

はこれから先だと思えます。あと税と災害の場合は、例えば災害の支援を受ける場合は、このマイナンバーによって、どこの誰がというようなことで、今後使っていくという形のようにございます。そういう形で、今後、国民の一人一人に番号を付けることによって社会基盤を充実していく制度であると思っております。

○委員（宮内 博君）

入口の部分では、福祉だとか、災害だとか、そういうものに利用できるというようなことで言われているんだけど、先ほど冒頭に申し上げたように、既に預貯金口座等についても、これがマイナンバーで確認できるというようなことができるようなシステムをつくるという案が、既に国会にも出されているということがありますよね。それで、国会のやり取りの中でも金融資産等まで全て掌握をして、そしてそれをいわゆる高齢者、当該いろんなサービスを受けるときに、そこまで含めて負担を求めるというようなことに連動していく危険性というのが、既に指摘をされて、そして特老については預貯金の調査まで既に進められて、マイナンバー制度を先取りしているようなことなどがあるのですけれども、財務大臣も「負担能力に応じた負担を求めるとにもこの活用をする」みたいな、そういう答弁もなされているようですが、その辺の将来に対する不安というものについてはどの程度説明されているのでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

私の知識といいますか、国のほうで出されています資料等に基づきまして、私から若干説明させていただきますと思います。言われるとおり、今回のマイナンバーでいろいろな税の情報であったり、医療の情報であったり、年金の情報であったり、あるいは預貯金の情報であったりというのを管理をしていきますよということですが、それぞれの例えば年金の情報、そして預貯金の情報、それは預貯金の情報は銀行側が管理をします。マイナンバー全部のサーバーの中で管理をするのではなくて、銀行で管理をします。そして、年金と医療も同様です。ただし、番号に関しては住民基本台帳の中で管理をしていくという形になります。ですので、先ほど佐多グループ長のほうでも申しましたが、霧島市の場合は住民基本台帳と外につながっている部分がないのですが、他の市町村ではつながっているところもあるようでございます。そこで、もし万一、番号が漏れた場合が一番問題になってくるのかなというふうに思っております。そこで、「なりすまし」というのがあります。例えば、ある人の番号を使って預貯金の情報を見てみたり、引き出してみたりとか、そういうのが一番困る点でございまして、そこに関してはマイナンバーを使って、社会保険やいろいろな手続に関しては、個人番号カードや運転免許証を持っていないと、直接本人の顔写真を確認してから手続ができるというふうに聞いております。ですから、マイナンバーの中で個人カードを持ってらっしゃる方は個人カードでされると思えます。マイナンバーを持っているけれども、個人カードを持っていない人は免許証、あるいはパスポートなどで顔を確認して、例えば銀行に行った場合は「あなたはこの番号でおろしたのだけれども」という場合は、そういうふうにして「なりすまし」を防ぐとなっているようでございます。ですので、確かにそれだけでどうかというのは、私どもでは分からない面もありますが、そういう形で「なりすまし」に対しても対応は取っているというふうに、私どもは思っているところでございます。

○委員（宮内 博君）

国はこの制度構築のために、約3,300億円使うと。今回、4,422万2,000円であります。費用対効果ということから考えて、どれくらいの効果として試算ができるものなのでしょうか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回のマイナンバーに関しての費用対効果ということでございますが、今は先ほど申し上げました社会保障・税・災害対策なんです。これらが例えばいろんな住民関係の業務につながっていくとどうなるのかというのがあるのですが、現在では私どもでは、そこまではちょっと試算はできていないのが現実です。

○副委員長（植山利博君）

素朴な質問をさせていただきたいと思いますが、これが運用されるようになること、例えば今市民カードとか印鑑証明のカードとか、こういうものは持たなくてもいいという理解でよろしいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

個人番号カードと印鑑カードとは別物と考えております。将来的には、番号カードの中に印鑑の登録まで入れるとか、その辺りも考えられますけれども、今回については基本的に番号とは別物というふうに考えております。

○副委員長（植山利博君）

せっかくこういう制度がスタートするわけだから、一元化できると思うんですね。だから、できるだけ早い時期にそういうものを構築して、すっきりと。市民の利便性を高めると、国民の利便性を高める、公平・公正な社会をつくる、それから行財政改革ということにつなげるわけだから、窓口の業務もずっとしやすくなると思うんですよ。だから、できるだけ早い時期にこのマイナンバーカードに一元化するような取組を、ぜひ検討・実施させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○生活環境部長（小野博生君）

確かに、議員が言われるとおりで、市町村独自のこのカードを使った利便性を向上することも考えられます。マイナンバーカードが実際使えるのは、来年の1月からですが、それを使って、市内全域のコンビニでも住民票が取れるように状況を構築しているところでございます。それは、来年の2月から予定をしているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

私は、非常に合理的なシステムの構築だと、評価をしている一人であります。ですから、もうちょっとしっかりした広報、なかなか情報が流出するということなどに対する不安感を持っていらっしゃる方が多いと思うんですよ。ですから、この制度がどういうことを目指しているのか、例えば課税にしても資産もきちっと把握した上で、総合課税がどうあるべきかと、公平・公正な納税というのはどうあるべきかということの社会につなげるには、最も便利なシステムだと私は思っておりますので、そのような広報を将来的なビジョンも含めてしっかりと、市民の理解を得られるような取組を求めておきたいと思っております。

○生活環境部長（小野博生君）

確かに大切なことだと思います。今回のマイナンバー制度につきましては、私どものほうでこの個人カードを交付するわけですが、実際は市全体の中で取り組んでいかなければならないということで、行政改革推進課が今中心となってやっております。そちらのほうで、今後、市報に特集なども組む予定でございますので、今言われたように住民の方が不安を持たないような形で、そういうような内容等もどんどん流していきたいと思っております。

○副委員長（植山利博君）

ややもすると、これまでの質疑のやり取りの中で、申請は任意だという表現をずっとされているんですよ。だから、作らなくても作ってもいいんだというふうに受け取りやすいわけだけど、番号そのものは全員に振られるわけですね、国民全ての人に。だから、それを活用して、先ほど言われたコンビニで住民票が取れるとか、そういう利便性が高まるんですよということをしっかりと広報した上で、ぜひ、多くの市民がこれを申請して、このカードを持つような取組も求めておきたいと思っております。

○窓口G長（佐多一郎君）

今、委員が言われたように、コンビニ交付につきましては、する市町村・しない市町村あるかと思うんですけども、霧島市はするという方向で動いておりますので。[「何品目あるのですか」と言う声あり] 中身につきましては、住民票、戸籍謄・抄本、印鑑証明等を考えております。そちらのほうも、市民課のほうで積極的に住民の方にPRをしていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄議員）

申請は任意でも、しなくてもいいということですが、この番号というのは、例えば私の番号は決まっているのか。あるいは、申請した順に番号が決まるのか、そこら辺はどうですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

個人番号につきましては、10月の時点で全員に振られております。10月に来るものは紙のカードでありまして、通知カードと言われるものです。「あなたの番号はこの番号ですよ」という通知カードになります。その時点ではもう振られておりますので、その番号がすぐ変わるということではありません。基本的に何か問題がない限りは、その番号は生涯続くと考えております。

○委員（宮本明彦君）

今、番号を申請するのは任意だと。自分がカードを申請するのは任意だということは、私が利便性を求めるんだったら、カードを申請してもらえばいいよということですよ。反対に、もうナンバーが振られているんだから、国はもうナンバーを振ったから自由にそのナンバーは利用できるのですよという理解でよろしいですか。

○窓口G長（佐多一郎君）

番号につきましては、通知カードにより振られておりますので、その番号を生かしていろんな申請とかに使うんですけども、カードにつきましては市町村独自で、霧島市はコンビニ交付をしますというのがあるんですけども、今後、そこに保険証が入ってきたりとか、そういう付加価値が付いてくるというふうに聞いております。取らなければどうしようもないという代物ではないんですけども、身分証明代わりになったりとかという機能もございますので、そこは取られる方の判断に任せられているという状況でございます。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時39分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○窓口G長（佐多一郎君）

国のほうは、既に振られている番号を使用していくというふうになります。当然、市も使う番号になります。

○委員（宮本明彦君）

その点は分かりました。今回は予算の案件ですよ、システムをつくりますよという案件。法律ですから、その法律に従って淡々といだけということになると思いますけども、このほかに市として、このマイナンバーに関して条例が出るということはあるのでしょうか。

○市民課長（造免秋子君）

市民課のほうでは、その条例は手数料関係というのが、マイナンバーカードの最初の発行は無料ですが、再発行することによってお金が発生しますので、そういうものの条例改正を9月に行う予定にはしております。全体的な条例改正というのは、行政改革推進課のほうでされます。

○委員（宮本明彦君）

全体的な条例ができると、行政改革推進課のほうでそれをつくっているよ。だから、それも審査にどこかで上がるんですよという意味で理解していいのですか。マイナンバー制度トータルでの条例があるのですか。

○市民課長（造免秋子君）

そこについては、行政改革推進課に聴いて、確認します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、生活環境部関係の審査の質疑を終了します。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時41分」

「再開 午後 1時44分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の農林水産部の総括について、御説明申し上げます。今回の補正につきましては、農林水産業費として、農政畜産課が所管する農業振興費予算のうち、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」と「経営体育成支援事業」に要する経費1,496万円を増額しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

〔補正予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

西製茶工場というのはどこの地区ですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

牧園地区です。

○委員（阿多己清君）

経営体育成支援事業の総体が1,600万円程度なのですが、融資等の額を除いた自己負担額、この融資等というのは融資以外に何かあるのですか。3割相当が自己負担分なのか、ここらについて教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

補助金が事業費の3割以内、30%以内となっております、あとが融資と自己資金となっております。

○委員（阿多己清君）

融資等の額を除いた自己負担額というのが70%と理解すればいいのですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

融資額を含めて70%ということになります。

○委員（蔵原 勇君）

関連ですけれども、先ほどの説明の中で、国分地区のこの方のコンバイン1台の整備を行うための事業について、これは、個人は3割負担ですか。〔「7割負担」と言う声あり〕7割負担ですけれども、このコンバインはどのくらいするのですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

事業費は1,630万8,000円ということですので、税込みで6条刈りのコンバインですが、その価格ということでございます。

○委員（池田綱雄議員）

私などが使うコンバインは200万円とか150万円なのですが、6条刈りということですが、1,600万円ということで、これは外車ですか、国産車ですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

国産車です。

○委員（今吉歳晴君）

個人ということですが、現在の耕作面積と、今度新たに農地中間管理機構から賃借権を設定された面積は幾らでしょうか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

現在の耕作面積が21ha、自己所有が14ha、受委託作業をされているのが7haということで、21haということです。

○委員（今吉歳晴君）

21haのほかに、今度は農地中間管理機構から新たに賃借金を設定されているわけですね。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

その21haの中に、農地中間管理機構からの分は入っておりません。その分が2,496㎡ということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

新たに、農地中間管理機構からの賃借権の設定というのは、あと何件かいらっしゃったわけですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

あと1件、溝辺のお茶農家さんがあるようでございます。

○委員（岡村一二三君）

活動火山周辺地域防災営農対策事業の関係ですが、牧園地区の西製茶工場さん、この1件だけで、この補助事業をしようとしていらっしゃるのか、それとも団体3名以上でしようとしていらっしゃるのか、その辺の説明をお願いします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

法人ですので、西製茶さんが1件だけでございます。

○委員（宮本明彦君）

経営体育成支援事業ですが、今の答弁を聞いていると個人への補助だというふうにも聞こえるのですが、この経営体というのと自己負担額について助成するというのと、その整合性はどう理解したらいいのか教えてください。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

通常、経営体というのは農業者が30a以上耕作をされていると経営体という言い方になっておりますので、経営体への支援ということで、お一人でもということになっております。

○委員（中馬幹雄君）

同じく経営体育成支援事業の分ですが、この事業に該当する、要するに新たに農地中間管理機構から賃借する場合の下限面積とか、そういうものはないのですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

面積等については、幾らというのは決まっていないようでございます。

○委員（岡村一二三君）

確認ですが、先ほど説明がありました経営体育成支援事業、30a以上の農家ということでしたので、霧島市で農業をするには下限面積が30a以上ですので、農家1件ということになるのではないのですか。この経営体という名前が付いてきた関係でどうもややこしくなるのですが、農家1件でもいいですよということですね。下限面積が30a以上でない農業者とみなさないわけじゃなかったですかね、新規の場合。

○農政第2G長（末松正純君）

この事業自体が、融資主体補助型と言われておりまして、金融機関から近代化資金とか、そういった資金を借りて導入する場合の事業であるという条件があります。それから、対象となるその経営体というのが決められておりまして、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者という条件と、もう一つに適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体で、ただし、新規就農者又は

認定新規就農者、あるいはその認定農業者に限りませうように限定が付けております。

○委員外議員（木野田誠君）

今のこの経営体育成支援事業の金額について、分からないので教えてください。取得に要する経費というのは1,630万8,000円ですよね。それに要する経費から融資等の額を除いたということですから、この融資額というのは幾らですか。それと、その融資残に対しての自己負担30%ということではないのですか。まず分からないのが融資等の額です。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

融資自体は自分で借りられるわけですので、自分の持ち出しと申しますか、実は事業費が1,630万8,000円で、その30%の489万2,000円を予算計上いたしてお願いしているところなんです。その後、コンバインは今持っていらっしゃるということで、これを下取りに出しなさいというのがありました。その下取りを取ったあとが事業費だよというのが後から言ってきました。額で言いますと事業費が1,630万8,000円、今持っていらっしゃるコンバインの下取価格が780万8,000円ということで、実質の事業費が850万円というになりました。それでいきますと、その3割の255万円が県補助、融資がまだ確定ではありませんが595万円と、これは農業近代化資金ですが、その分で合わせますと255万円と595万円を合わせまして850万円と、それとコンバインの下取りをして、1,630万8,000円の事業費になるということでございます。

○委員長（有村隆志君）

ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時00分」

「再開 午後 2時01分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

○委員外議員（木野田誠君）

農地中間管理機構から賃貸借の契約を結んでいるのは、先ほどの答弁の中では市内で2件ということでしたが、今のところ2件ですか、確認です。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今のところは2件です。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時03分」

「再開 午後 2時05分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の商工観光部関係につきまして、その総括について御説明いたします。平成27年度一般会計補正予算（第1号）の歳入では13、14ページ、歳出では31、32ページ、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）等説明資料では4、5ページでございます。歳入につきましては、（目）商工費県補助金におきまして地域振興推進事業費補助金を136万4,000円計上いたしました。歳出につきましては、（款）商工費で10億6,069万6,000円の増額補正を計上いたしました。内訳と致しましては、（目）企業誘致推進費におきまして10億4,893万8,000円、（目）観光費で483万円、（目）施設管理費で692万8,000円の増額補正をそれぞれ計上いたしました。

て、補正後の（款）商工費の歳出予算総額は15億8,283万7,000円と致しました。なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○観光課長（八幡洋一君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

施設管理費のところで、惣陣が丘花文字照明設置委託事業ということで、272万8,000円の計上がありますが、これは花文字に電球を今まで付けていましたが、古くなって最近点いていなかったということはあるんですが、その全部の分ですかね。「フクヤマ」という花文字に全部設置するだけのものですか。

○観光課長（八幡洋一君）

現在、計画をしているのはLEDのものでございまして、34mのものを24セット買いまして、「フクヤマ」の花文字の所を回せるだけの延長はあるというふうに思っております。

○委員（下深迫孝二君）

四つの花文字を全部回るだけの延長があるということで理解していいわけですね。

○観光課長（八幡洋一君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（岡村一二三君）

土地取得の関係ですが、企業誘致対策事業です。先般、現地調査もさせていただきました。説明で、41筆の原野などを買い戻しということですので、分かっているならば造成費が幾ら掛かったのか、教えてください。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

取得額の内訳をお示しいたします。まず、用地費が1億8,150万9,430円、第1期工事費が2億3,581万8,000円、委託料が818万4,750円、次に、平成26年度工事費が5億6,948万円でございます。それと、開発行為の変更に係る委託料が950万4,000円、次に申請手数料の需用費が82万5,105円、これに市の開発公社の事務費が4,351万2,852円、それと利子相当額が10万3,447円を加えた額の総額が10億4,893万7,584円となったもので、取得する予算額は10億4,893万8,000円を計上したものでございます。

○委員（宮内 博君）

総額のほうはお示しを頂いたんですけど、今回のこの10億4,893万8,000円の財源として、平成21年の交付税措置分で措置をされていた地域雇用創出推進費というものから、この積立基金を取り崩して充てたということであるわけですが、これはリーマンショックのときに地域の雇用を確保するための事業として設けられた基金だということで、これまで活用してこなかったということで、今回これを活用することとしたということなんですが、総括の説明の中でそういう説明もされた背景があるんですが、今回これを活用できるというのは、雇用の創出というのが確実化されているというふうに理解をできるわけですが、その辺がどのように担保されているのかという点ではどうなんですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

現在、小田工業団地の立地に向けて、ある企業と交渉を進めているところでございます。しかしながら、まだ協議をしなければならない事項等も残っておりますので、今、当局のほうで企業立地に向けて全力で取り組んでいるような状況でございます。

○委員（宮内 博君）

今、言える範囲というのはそこまでなんですかね。雇用の創出が確実視されているということで、この基金を活用できたんじゃないのかなと理解をしたものですから、そのところを確認をしたところでございますが、まだ交渉の途中なので、今の段階ではその程度しか公表はできないということでしょうか。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、商工振興課長のほうが申しましたとおりなんですけれども、企業さんと協議を進める中で、その雇用が担保されたというところまでは至っておりません。

○委員（宮内 博君）

雇用は担保されていないけれども、それは可能性としてかなりあるということで、この基金の取崩しの対象にしたという理解でいいわけですね。

○商工振興課長（池田洋一君）

今の時点では、そういう形での確定したことは言えませんので、我々も一所懸命頑張っておりますので、こういう形で今協議を進めているというところまでで御容赦いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

はい、また次の機会があるでしょう。分かりました。先ほどの惣陣が丘の関係でお尋ねをさせていただきたいと思いますが、花文字をLEDの照明で囲んで演出できるようにするというところでありますが、かなりあそこは霧の深い所ですよ。私はこの前、現地を見に行こうということで行きましたけど、もう10m先も見えなくて、何も見えなくて、結局上に上るのをあきらめたところだったんですけど、この照明のメンテナンス、あるいは今後の管理等はどのように考えていらっしゃるのですか。

○観光課長（八幡洋一君）

管理等につきましては、今、市のほうで展望デッキの下のほうに倉庫を造りましたので、そこで保管をしながら、今、福山の地域の方々といろいろ協議をさせていただきまされたけれども、霧島ふっぎやまぼっけもん会の方々、子ども会の方々、自治会の方々がそれぞれ盆であったり正月であったりその時期に、皆さんでいろいろと取り組んでいきたいということがございましたので、管理については市のほうでしていこうというような形で考えております。時期を決めてLEDを付ける計画をしておりますけれども、天候等もまた見ていただきながら協議をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど言いましたように、かなり霧の深い所です。それで、ほとんど照明の効果がないような時期も当然あると思いますが、その辺は恐らく自動的に点滅をするという形になるというふうに思うんですけども、そういう理解でいいですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今回の県の魅力ある観光地づくり整備事業において、配電盤といいますか、それを4か所設置をしていただいて、1か所で集中的に電源を入れたり切ったり、タイマーでしたりとかいうような操作ができるようになっておりますので、大雨等が降ったりとか台風が来るときには電源等は切るといふようなことでやっていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど市のほうで管理をするということでありましたが、その部分については市が行うということで理解してよろしいわけですか。

○観光課長（八幡洋一君）

基本的な管理は、市のほうでやっていきたいと、貸し出しをやるということで考えております。

○委員（宮内 博君）

私が聞きたいのは、天候が悪かったり、あるいはいろいろ悪条件があったときに、スイッチを入

れたり切ったりとかの管理をしたりというのは、それは市のほうでやるんですよと。先ほどぼけもん会の方とか、子ども会とか、自治会とかおっしゃいましたので、そういうところに管理の責任的なものをお願いをするということではなくて、市のほうでやりますよという理解でよろしいんですかと。

○観光課長（八幡洋一君）

現在のところは、まだ協議をしておりませんが、備品の貸し出しをしますので、設置者のほうに天候等を見ながら、すぐ近くに皆さんいらっしゃいますので、そういうことができればいいなというふうに考えておまして、まだ協議はしていませんけども、そのような形で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

そうすると、最初に回答したのと随分違って来るんですけど、市のほうで管理をすると最初おっしゃって、まだ協議をしてないということになると、管理するかどうかは今の段階ではどうなのか結論が分からないということで、私は理解するんですが、今のお話を聞いて。それで、市のほうとして、最終的にもっていこうという方針は、市のほうで管理をするということでもっていききたいというふうに考えていると理解すればいいわけですか。

○観光課長（八幡洋一君）

年間を通じての管理は、市のほうで致します。

○委員（宮内 博君）

市のほうで管理をするということで理解を致しましたが、ここは県有地ですよ。それで、ただ実際にこの場所に上るのには、県の畜産試験場でかぎを預かって開けてもらって、車で行くんだら行かなきゃいけないと。通常は、ガソリンスタンドの所から入って行って、20分近く歩いて上らなきゃいけないということになっているようですけれども、通年で車が上れるような形にできないのかと言う声もお聞きをしているんですが、その辺はどうなのでしょう。展望所を造ったということもありますので、議論がなされていけば御紹介ください。

○観光課長（八幡洋一君）

今、展望デッキの所までは、関係車両は行ける状態になっております。一般の方々は通行不可と。その理由としまして、畜産試験場を通過して頂上のほうに行かないといけないということがあります。家畜伝染病予防法などの関係で、不特定多数の人たちが畜産試験場の中を一般車両で通るのは困るというようなことで、これまで関係者が草を切ったりとか、いろいろ管理をしたりということで向こうに行くのは、かぎをお借りできて行けますけれども、今後も一般車両があそこをどんどん出入りをするということではできないというふうに考えております。

○委員（中馬幹雄君）

LEDだから、そんなに電気料は掛からないと思いますが、この電気料については負担はどっちがするんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

取りあえず、市のほうで電気代については支払うというふうに計画しております。

○委員（中馬幹雄君）

大体月幾らで試算をされて、その予算はどこに上げられるのですか。

○観光地づくりG長（竹下淳一君）

今、年間で1万1,000円を計上いたしております。

○委員（池田綱雄君）

年間を通して管理は市で行うということですよ。あの「フクヤマ」はツツジですか、あの刈り込みも全部今後は市で管理するということがいいですか。そしてまた、年間何回刈り込みをされるのか、そこ辺はどうなんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

花文字の所につきましては、これまでも霧島ふっぎやまほっけもん会の方々か中心になって、地域の学校の方々とか、いろんな方々の協力をお願いしながら、草を刈ったり剪定をされておりますので、管理につきましては今後も引き続きやっていただきながら、我々も一緒になって草払い等をやっておりますけれども、そういう管理については引き続き、LEDについては市でというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

土地の取得についてお尋ねします。現地も見せていただきました。数量にしては8万6,577㎡ですよ。これの中で、図面の中の黄色の部分、これが整地された部分かなというふうに思うんですが、この部分の面積は、現地でも言いましたが4町幾らだということでしたが、ここに書いてある大体約半分を示しているということではないですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、言われました黄色の部分が宅地整備面ということで、面積が約4万4,000㎡でございます。

○委員（池田綱雄君）

全体の大体半分という理解でよろしいですよ。それで、宮内委員もちょっと鎌を掛けましたが、私の今回の一般質問の中で、市長が「9月には600人規模の雇用の企業が来ますよ」と言いましたよね。私の質問の中で言ったんです。これはもう2、3年前から、その当時は800人だったような気がしますけど、だんだんトーンが下がってきたんですが、またどこかの企業と交渉中であるという話もありましたけど、その市長が言う600人の雇用の会社がここにということで交渉をしているという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

池田委員のおっしゃいましたこの企業については、市長が言っていらっしゃる600名の企業でございます。

○委員（池田綱雄君）

やっとはっきり言われました。3年前から800人だ、いつ来るよという匂いだけさせておいて、いっこうに姿が見えなかったのですけれども、その企業ということで、平面積で4町、すごい広いですよ、その1社ということでよろしいですか。

○商工観光部長（池田洋一君）

池田委員も企業誘致は御経験のとおり、最後まではっきりするまでは余り公にしないのが、本当の企業誘致だと思いますけれども、いろんなところで600人とか800人とか言われた経緯がございます。先ほどから申しますように、私どものほうも今、協議を進めておりますので、もうしばらくすると御報告できるのかなというふうに思っております。それと、今のところ企業数につきましては、複数になる可能性もあります。

○副委員長（植山利博君）

今の土地取得の関連なんですけども、ここは一団の工業団地用の土地だったのですけども、まだ残地があるんですよ。道路の北側のほうに。後で道路は入れたわけですから、残地が相当面積まだあるのですけども、どれぐらいになっていきますか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

今、言われました北側の土地の面積については、約2万3,000㎡が残っております。

○副委員長（植山利博君）

3ha近くあるんじゃないかなと思っていたんですが、2万3,000㎡程度ということですが、企業誘致の際に、工場立地をすれば緑地の比率とかあるわけですけども、一団の土地を全部買い取ってもらえませんかというような交渉はなかったものですか。まだ交渉中ですけども、そのような交渉はなかったですか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

面積的に、今ここで足りる面積であったものですから、その部分については交渉はしておりま

せん。

○副委員長（植山利博君）

それで、今お示しを頂いたそれぞれの積算ですね、ずっと言っていたら、合計で10億5,000万円近いわけですけども、これはいわゆる開発公社の、ここの造成も含めて簿価という理解でいいですね。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほど申し上げましたとおり、簿価と事務費と、あと利子相当分の合計でございます。

○副委員長（植山利博君）

事務費も利子も含めたのを簿価と言うわけですから、いわゆる簿価という認識でいいわけですよ。それで、工場立地をすれば、誘致がうまくいけば、うまくいくということを願うわけですけども、売り渡すことを前提に買って造成してるわけですね。相当な経費をつぎ込んで。だから、売り渡すわけですけども、売り渡す場合には鑑定評価を付けるなり、現状の適正な価格で売り渡すという考え方でよろしいんですね。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

そのようなことでやっていきたいと思っております。

○委員（今吉歳晴君）

先月、赤水地区で議員と語ろかいがあったとき、この大出水湧水公園の整備と同時に、あの入口の道路まで整備ができないかということでした。牧園線ですか、あれまで含めて整備はできないかということでしたが、あれは奥天降観光整備計画ですか、あの計画には載っているわけですか。牧園の霧島温泉駅から入ってきた、溝辺に抜けるあの道路です。

○観光課長（八幡洋一君）

奥天降計画の中には、道路のところの部分は入っておりません。

○委員長（今吉歳晴君）

再度確認です。今、私が言いました牧園線、その路線の整備については入っていないくて、公園の中だけの整備ですか。

○観光課長（八幡洋一君）

はい、道路部分ではなくて、大出水のあの部分だけということになります。

○副委員長（植山利博君）

関連ですが、利用者の利便性向上を図るための土地取得というふうに読めるわけですけども、この説明はですね。どういう利便性の確保なのか、どういう目的で土地取得をするのか、御説明願いたいと思います。

○観光課長（八幡洋一君）

今回、用地取得は市でやって、工事につきましては鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業で、今年度していただくということになっております。利便性の向上といいますのは、まず駐車場整備をきちっとやりたいということで今、土地取得をお願いしておりますが、河川より反対側ですけども、その部分に駐車場をつくと。そして、水を汲みに行かれている部分が、上のほうから行って、傾斜がすごくきつくて、高齢者の方々が非常にきつい思いをされているということで、河川側のほうからゆっくりと回して、神秘的な部分ですから下のほうから近づいて行こうというような形での計画をしているということで、利便性の向上というのをここに記載をさせていただいております。

○副委員長（植山利博君）

この前、語ろかいで行ったとき、市民の方々からそのような声が非常に強かったのも、非常にいい整備をされるんだと、評価しておきたいと思っております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

先ほどの発言の訂正をさせていただきたいと思います。植山委員のほうから質問のありました、小田工業団地の北側の面積を、私のほうが2万3,000㎡ということで申し上げましたが、約2万6,000㎡の間違いでございます。申し訳ございませんでした。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時40分」

「再 開 午後 2時44分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。建設部の関係では、建築指導費で空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会を設置するため、この運営に係る報酬など40万円を追加計上し、補正後の建築指導費総額を9,207万2,000円と致しております。次に、河川管理費で、急傾斜地危険箇所の早急な安全対策を実施するために工事請負費600万円を追加計上し、補正後の河川管理費を1億2,694万1,000円と致しております。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○土木課長（猿渡千弘君）

[補正予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

今回、空家対策等の特別措置法に基づいた協議会を設置すると。メンバーや構成人数はどのようになりますか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まずメンバー、その構成でございますけれども、空家法に基づいての協議会ということでございまして、法でいきますと、市町村長のほか地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者ということで規定をされているところでございます。これを受けまして、具体の人選につきましては本定例会で別途審議いただいております条例が制定されてからということになりますけれども、この分野の中から人選をしたいと思っております。附属機関に関する霧島市の方針を持っておりまして、委員15名以内というのを作っておりますけれども、この中から15名以内で委任したいというふう考えているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

分かりました。そこで、15人以内か10人か分かりませんが、そのメンバーは男性だけでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

具体の人選につきましては、条例の制定後ということにはなるんですけれども、地域住民の代表

であったりというところにつきましては、様々な団体に推薦依頼をしたいと思っております、そういう中で、依頼の中ではあるんですけども女性の登用というところをお願いしてまいりたいと思っております、基本的には市のほうで男女共同参画推進条例、併せまして男女共同参画計画、こういったものを定めておりますので、そういう基本理念に沿った形で人選をしていきたいというふうに考えております。

○委員（徳田修和君）

空家対策事業の事前評価表の中から幾つか質問させていただきたいんですけども、今回対象となる空き家1,375棟ということで、除去ほどでもないものの空き家となっているもの782棟とあるんですけど、この782棟には危険となるおそれのある空き家の予備軍的な建物というのは幾つかあるのかを把握されているのでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

空き家の総数実態につきましては、24年度から2か年にかけては、自治会の協力を頂きまして、市内全域で現地調査を含めまして実態調査をしております。その中で3,603棟という空き家を確認してるんですけども、その3,603棟を建築の専門家の目から、外観調査ですので限界はありますけれども、劣化の状況に応じた区分をしております。その中で危険と判断しましたのが、今委員からありました1,375棟ということになりますけれども、782棟というのは健全ということで、見るからにそのまま使えるであろうと。そして、その中間的なものとしまして1,446棟、これが差し引きになりますけれども、これにつきましては、ちょっと手を入れれば使えるのではないかとというところで評価をしたところでございます。ただ、なにぶん2年前の調査ということになりますので、日々状況は変化していくというふうに考えておりますので、むしろA・Bの中から少しずつですがCのほうへシフトしていくのが、自然の流れかというふうに考えております。

○委員（徳田修和君）

指標の目標として29年度まで出されて、その中でされてるんですけども、やっぱり3年も経てば、なかなか建物も出てくるのかなというふうに感じます。その中で、成果指標を10年度で10棟という指標は、どのような根拠で出されているものなのか、お示してください。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

成果指標としまして、10棟というのを掲げておりますけれども、これは目標値ということにはなるわけですけども、参考と致しまして23年度から危険廃屋の解体撤去補助というのをやっております。この危険廃屋というのが、そのまま住宅として住めないだろうなというような状況、柱等の主要構造部がちょっと腐っていると。それから、合わせまして周囲への影響があるというところで、それを補助対象としておりますけれども、これは今回新しくできました空家法、これの指導対象となりますのが特定空家といいますけれども、ほぼイコールになるんだらうなというふうに考えているところです。そうしたときに、これまでの危険廃屋撤去補助、その実績等が昨年度が14棟とちょっと多かつたんですけども、大体推移的に23年度からですけども、初年度は2棟でしたけれども、大体5棟から昨年が14棟というような推移がございましたので、そういったところを参考に定めたところでございます。

○委員（徳田修和君）

次のページに、29年度までの具体的な活動内容として、27年度がアンケート、28年度と29年年度が指導という形になってるんですけど、この計画で見ると、3か年でやっとと、28年度から成果が上がるようなやり方をしていくようなふうを感じるんですけども、27年度だけはアンケートということなので。どのような計画で対応されていくと理解すればよろしいでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この27年度アンケートそれから28年度から指導と書いておりますのが、これが24年度と25年度で実施しました実態調査の3,603棟のうち1,375棟ですね、危険と判定しているものに対して今回、この補正予算をお願いしておりますけれども、アンケートといいますか実態をまず把握すると。

2年前の状態ですので、今の状態がどうかというところを把握するところを含めまして実施したいと思っていますけれども、ある意味この中から特定空家にどれだけ該当するのかというところの絞り込みをしていきたいというふうに思っております。そういう意味からしますと、この実態調査を受けた指導というのは、本年度がアンケート、来年度から指導に入っていきますという目標ですけれども、我々は空家法ができる以前から個別に対応してきました。空き家を何とかしてくれという相談に対してですけれども。そういったような個別の対応につきましては引き続きしているところでございます、当然本年度もやっていくということにはなります。

○委員（徳田修和君）

あくまでも新事業として、これを新たにやりますよということで理解すればいいですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

そのような理解をお願いします。

○副委員長（植山利博君）

27年度から実際に動き出すわけですけれども、この霧島市空家対策協議会、これが年に3回ずつ開かれるということになっておりますけれども、実際の権限なり、どのような活動ができるのかということについては、どういうふうに理解すればいいですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、この協議会ですけれども、法でいきますと空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うという意味の協議会になるんですけれども、この空家法が全面施行になりましたが5月26日でございますけれども、合わせまして国がガイドラインというものを出してあります。失礼しました、2月26日に一部施行されておまして、その中で国が基本的な指針というものを出しておまして、その中で協議会の活用としまして、1番、空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、2番、空家等の調査及び特定空家等に認められる者に対する立入調査の方針、3番、特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行う場として活用することも考えられるというふうにされているところでございます、まず特定空家とは何ぞやというところから考えないといけないんですけれども、本市が空家対策を進めていきます広い意味での空家対策の協議をお願いしたいと思っております。権限というところのお尋ねもあつたかと思っておりますけれども、一応法定上は協議をするというふうになっておまして、例えば他の法令でいうところの同意を求めるとか、そういったような手続までは規定されていないところです。ただ、一般的に法律の中で使われます協議といいますのが、単に協議をするというだけでなく、協議により一定の結論を導くことが目指されているというふうにされておりますので、基本的には協議会の協議結果というのを踏まえながら、ただ最終的には市長の判断というところで空家対策をしてということになります。

○副委員長（植山利博君）

この説明では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためにというふうになっていますが、私が何を聞きたいかという、今は特定空家の認定はこの協議会がするというふうなふうに関心はありますが、それでいいですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

特定空家につきましては、認定とかそういう手続はないんですけれども、特定空家というものが空家法でいうところの指導対象になるわけですけれども、その判断基準というものは協議会に諮って決定したいと思っております。といいますのが、特定空家になりますと各措置を取っていくこととなりますけれども、順番にいきますと命令からになりますと不利益処分というところの問題も出てきます。個人財産に対する命令ということになりますと。そういったのを考えますと、やはり法務の専門家でありますようなアドバイスも頂きながら、特定空家の判断基準をつくりたいというふうな思っているんですけれども、ただその特定空家のこれが指導対象になるという判断というのは、法文上も市長が行っていくということになります。当然協議会の意見を聞きながらということになりますけれども。

○副委員長（植山利博君）

それで、これまでの議論をずっと聞いていると、要するに特定空家がなぜ解消されないかという、固定資産税が原因にあるんだと。そのところまで踏み込んだ空家対策の法なのかなという気がするわけですが、今後自治体として固定資産税の取扱いについて、独自の対応ができるという理解でよろしいですか。例えば、取り壊せば6倍に固定資産税が増えるということを、例えばやめましょうと。逆に、取り壊したことによって、固定資産税の優遇制度をつくりましょうと。もちろん市長の権限で固定資産税の減免とができるわけでしょうけれども、これらのことが今後踏み込んだ形で、霧島市として独自の対応が取れるという理解でいいですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、今回の空家法の中での、税の扱いというところから御説明申し上げますと、空家法の中に、法律の中ですけれども、税制上の措置ということがうたわれております。国及び地方公共団体は、必要な税制上の措置を講ずるものとするというのが、空家法の規定でございます。それを受けまして、地方税法のほうが改正になっておりまして、27年度税制改正になりますけれども、一般的に言う住宅用地の特例、減免のほうは、空家法でいうところの特定空家、これに勧告をした場合にその特例措置を外れるというのが今回の、まず法の枠組みとしてできたところでございます。市独自の減免等の話でございますけれども、全国的な自治体、先進的なところでは取り組んでいるところがあるやに聞いております。既存の税の条例の中でもできるやに、税の部局からは聞いておりますけれども、またその辺りは税の部局等とも協議をしながら、どういう取組ができるのか研究してまいりたいというふうに考えます。

○副委員長（植山利博君）

やっぱり、ネックになっているのはそこだと思うんですよ。だから、特定空家で指導・勧告する際に、こういう条件に霧島市は変わってきましたよというようなことができるような取組を、ぜひ進めていただきたいと。これは要請しておきたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

先ほどの説明の中で、空き家3,603棟、それから倒壊等、保安上危険とされるおそれのある空き家が1,375棟ですよ。これは、特定空家になる可能性のある土地や建物ということですよ。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この1,375棟といいますのが、2年前にこの特定空家という考え方がないときに判断をした、ある程度劣化の指標ということで、例えば倒壊のおそれ、飛散のおそれ、そういったような6項目ほど指標を作っておりますけれども、それを基に外観調査で判断したものです。これがイコール特定空家になるかという、そうではございませんで、特定空家の考え方につきましては、国のほうが5月26日の全面施行に合わせてガイドラインを出しました。ある程度考え方ということで示されたガイドラインですけれども、一つだけ数字として示されましたのが、傾きが20分の1、これを超えたらさすがに倒壊のおそれがあるだろうという数字が出されております。それを仮に20分の1というのを考えながら、この1,375棟と、我々の目で見比べますと、それほど多くはないのではないかとこのように考えております。1割もいかないのではないかとこのように、今の我々の見込みというところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

最終的な判断というのは、この協議会の中で、その中から特定空家というのは絞っていかれるわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、協議会の中におきましては、まだ特定空家の基準がございませんので、それを明確な数字的なものとしまして作りたいというのを、まず取り組みたいと思っております。その基準に照らしまして、1,375棟から絞り込んだところの特定空家候補というものをお示ししまして、それに対する指導方針、どういうふうに対処していくかというところを協議をしていこうというふうに考えて

おります。

○委員（今吉歳晴君）

特定空家になってきますと、撤去あるいは修繕など指導・勧告・命令等が発せられることがあると思うんですが、先ほどから出ていますように、撤去すると税法上の特例が認められない、それが一つのネックでしょうが、タベテレビを見ておりましたら、鹿児島市は鹿児島銀行と提携して、解体のために借入れをした場合は金利の優遇措置を講じるという話があったわけですが、そのことで鹿児島市長が、これは地方創生の一環となるのではないかとというような話もされていたわけですが、今後霧島市としてもこの面にも取り組んでいく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

我々としましても、報道上の情報ということにはなりますけれども、先日の南日本新聞におきまして鹿児島銀行、あと鹿児島相互信用金庫、こちらのほうが空家対策ローンということで、解体をするときに解体工事費の工事費分を借り入れた場合に、金利を優遇するというような制度というふうにお聞きしております。委員からありますように、この制度といいますのは正に空家対策を進める上でもいい制度といいますか、我々にとって予算が必要というわけでもございません。金融機関にとっても、いろんな自治体とタイアップすることでのメニューの広がり、当然空家の所有者にとってもメリットがございます。そういういいことづくめの制度というふうを考えておきまして、こういうところが我々霧島市のほうでもできないかということ、ちょっと補助元の安心安全課と今一緒になりまして、画策しているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

昔は1棟壊すのに20万から30万円でできたわけですが、今非常に解体費それから処分費が掛かって、30坪くらいで100万円くらい掛かるということで、指導・勧告・命令してもなかなか金銭面とかあって手を付けることはできないと思います。それと、霧島市の場合は、JAあいらが指定金融機関になっているわけですから、鹿児島銀行もですが、JAともそういう面での話を詰めていって、ぜひともそういう対策を講じていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員（宮内 博君）

議論されたように、税制上の特例というのも一つの大きな問題になっているわけですが、今も議論があったように解体費用を捻出できるかどうかという点で、一つは銀行と提携をして、金利の安い物を活用できるという方法も始まっているようではございますけれども、今までこの霧島市がやっている危機廃屋の解体費用に対する助成ですね。これについても、更に充実をしていくということが相まっていかなければいけない問題ではないのかなど。経済的な負担を軽減するというところから考えますとですね。その辺についても、この協議会の中で議論のテーマに上げていくというようなことで考えてよろしいわけですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この協議会のおきましては、霧島市が実施いたします空家対策、これを広く御議論いただきたいというふうに思っておりますので、当然補助の在り方、そういったところも、23年度からですけども現在実施している内容がございますので、そういったところを御紹介しながら御議論もしていただきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

スケジュール的に見ますと、2年前に行った特定空家になるんじゃないかなというおそれのあるものが1,375棟ということでの報告であります、かなりの数ですよ。それで、2年経っていますから、更に増えている可能性もないではないというふうに思うんですけれども、実際にどれぐらいの計画を持って特定空家と言われるものを除去していく取組を進めていこうということになるんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

スケジュール的なところで申し上げますと、本年度におきましては1,375棟という危険評価をしたうち、892棟というのが、倒壊という評価でカウントした住宅棟数ということになりますけれども、恐らくこの892棟からの絞り込みという作業になろうかと思っております。本年度におきましては今回、補正予算をお願いしております通信費によりまして、2年間において解体されたのもあろうかと思っております。修繕をされたのもあろうかと思っております。さらに、当然進んだのもあろうかと思っております。危険性が。そういったところのまず実態を把握した上で、所有者のほうがどういう意向を持っているかということを確認したいと思っております。そういったところを踏まえまして、今度は特定空家の判断基準が並行して定まってくるので、それに該当するかどうかということの判断作業に入ろうかと思っております。何せ数が多いものですから、これがいつまでにできるということが今の時点では分からないんですけれども、少しでも早く取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

事前評価表を見ますと、平成27年度に892通のアンケートを行うというのが、今お示しになった892棟ということだろうと思うんですね。それで、その上で、平成28年度は30通、そして29年度も30通の通信費ということなんでしょう。対策協議会を開催をして、それくらいの数を拾い上げて、そういうところに通知を出したいという方向性を持っているということで、これを見て理解をするんですが、その方向でよろしいんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

当然、892棟のアンケート等を、調査を踏まえまして順次指導していくということにはなりますけれども、その目標の数字としまして、他のこの892にかかわらず個別のものもあろうかと思っておりますけれども、年間30棟ほどを目標にしながら取り組んでいきたいというところでございます。

○委員（宮内 博君）

当然、個人財産に関わるものでありますから、かなりデリケートな部分も含まれるということですよ。行政代執行等の権限もあるわけですが、ただやみくもにそれを活用するということではできない話であります。それで、協議会の中でも、そういった部分をどういうふうに取り扱っていくのかというのは、きちんと議論をした上で、最終的な結論を導いていくということになろうかと思っておりますが、そういう理解でよろしいですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

この協議会の構成としまして、法務に関する学識経験者として弁護士、あと大学の教授、いろんな専門家にもお願いしたいと思っております。委員が今おっしゃいます、どうしても個人財産に踏み込んだ措置ということになりますので、憲法で保障されているところ財産権、そういったところの議論が当然出てまいります。そういったところのぎりぎりの判断は、その協議会の場でアドバイスを頂きながら慎重に進めていきたいというふうに考えております。

○委員（池田綱雄君）

説明資料の6ページ、一番最後に急傾斜地対策事業ですね。説明の中で、竹山地区外2地区という説明があったんですが、ここの工事請負費に3地区書いてあるんですが、真ん中の宮川内6地区というのは地名なんですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

宮川内につきましては、県で行っております公共事業の急傾斜対策事業という工事と、それでできない部分の小規模な事業という形で、県単事業でやっておりますが、その地区に何箇所かございまして、その地区の1か所が6地区という名称で今、やっております。

○委員（池田綱雄君）

宮川内6地区というのが地名ではなくて、そこに6か所くらいあったのをまとめて6地区というような表記ですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

宮川内という地区の名称になります。

○河川港湾G長（竹下浩二君）

宮川内6地区というのが、その地区の名称になります。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時19分」

「再開 午後 3時20分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（川東千尋君）

先ほど課長も少し触れましたけれども、県事業やら市の事業やら急傾斜がありまして、その中で急傾斜地で区域のくくりをしているのが、この宮川内という地区に数多くあると。そのうちの「6」という地区だということです。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時21分」

「再開 午後 3時22分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど生活環境部の審査に係る補足説明がありますので、行政改革推進課長の発言を許可します。

○行政改革推進課長（橋口洋平君）

マイナンバー関連の条例の制定でございますけれども、国のほうは、法律に基づく全国一律の事務につきましては、それぞれマイナンバー法の中で利用できる事業等を規定しております。地方公共団体では、独自の行政サービスが数多く展開されておりますので、そういった法と同様の趣旨において地方公共団体の条例に規定することにより、それらの独自サービスにおいてもマイナンバーを利用するという旨が、マイナンバー法で規定されております。そういうことから、その法の趣旨にのっとりまして、マイナンバーを利用できる事務の種類と、それから連携できる情報の種類を特定すること、それからそれら特定された事務において、マイナンバーを利用する際に、その適切な取扱いを確保するための必要な措置を講じること等を規定した条例を、本年9月の議会に提案する予定でございます。上程の仕方と致しましては、各々の条例を改正するのではなくて、一括して複合条例を制定するというような形で、9月議会をお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（有村隆志君）

説明ありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後3時24分」

「再開 午後3時38分」

△ 自由討議

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、議案第57号の自由討議に入りますので、意見があ

れば御発言ください。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第57号の自由討議を終わります。

△ 議案第57号 平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

それでは、これより議案処理を行います。まず、議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）についての討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（宮内 博君）

私は、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）の中で、戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳管理事務費、4,422万2,000円の支出について、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。これは通称、マイナンバー制度に要する経費でありますけれども、今回の補正予算として計上されております4,422万2,000円は、社会保障・税番号制度導入による個人番号カード作成業務委託料として公共団体情報システム機構に支出をしようとするものでございます。安倍政権によって提出されておりますマイナンバー制度は、社会保障や税、災害対策の行政手続で利用されると説明がされておりますが、本日の委員会の中でもそういう説明がありました。しかし、今後、金融機関や医療情報への活用も検討されておりました、制度自体やその利用目的において、多くの問題が指摘をされているところでございます。その第一は、政府による国民への監視や管理が強化をされて、資産調査による税徴収強化や、社会保障給付費の削減につながるおそれがあるという点についてであります。政府は、行政の効率化や国民の利便性を強調しているところでありますけれども、国会の議論の中で、「高齢者を中心に預貯金などの金融資産を把握し、医療や介護の負担を引き上げるのではないか」との質問に、「社会保障を維持するために、負担能力に応じた負担を求めることが必要」と財務大臣は答えており、国民への更なる負担を強いるための道具となり得るものであるということが、第一点であります。第二点は、6月1日に日本年金機構が管理をする年金情報の125万件が不正アクセスを受けて、流出していることが明らかになっておりますが、あらゆる役所や業界がシステムに接続されれば、情報漏れの危険性は125万人の個人情報が出た年金機構の比ではなく、拡大する危険があります。既に、制度を導入している韓国や米国におきましては、米国で約8,000万件、韓国で約2,000万件の社会保障等番号が盗まれ、クレジットカードの偽装と不正使用が多発して、大きな社会問題になっているということも報道されている中にございます。個人情報丸裸にされて、プライバシー侵害が広がる大きな問題を持つ同制度への支出であるということを指摘して、本案に対する討論としたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○副委員長（植山利博君）

私は、議案第57号、平成27年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を致します。今回の補正予算の大きな部分を占めるものは、これまで土地開発公社が所有をしていた隼人町の工業団地用地の土地を市が買い取り、これを企業誘致のために活用しようとする予算が10億円を超える予算となっております。今回の補正予算の歳入歳出は、それぞれ12億7,585万1,000円が計上されているわけですが、これまで利活用がなされていなかった工業用団地が、いよいよ目の見て有効活用されるときが近いのかなど。企業誘致については、現在、鋭意交渉中ということで、霧島市民にとっては大変期待の持てる事業だというふうに思います。また、この事業は、平成21年度普通交付税で措置されていた、財政調整基金に積み立てていた雇用を創出するための地域

雇用創出推進費を活用しているわけでありまして、このことが霧島市の雇用の増進につながると大いに期待をするものであります。また、2点目は、戸籍住民基本台帳費の事務事業の経費、4,422万2,000円が計上されておりますが、これは将来に向けて日本全体の行政の効率化、また国民の公平平等な社会の実現に向けての取組、そして国民の利便性の確保というような観点で事業導入が長い間計画をされて、いよいよ実現に向かおうとしております。霧島市においても、近い将来にコンビニでの住民票や、市民に必要なものはコンビニで取れるというようなことも想定されておりますので、このカードの申請は任意ということでありましてけれども、この事業の内容をしっかりと市民の方々に広報啓発して、一人でも多くの市民がこのカードを利用できるような取組を求めたいと思っております。ただいま2点挙げましたけれども、以上のような理由で、今回の補正予算は可とすべきものだという旨を告げまして、私の賛成討論と致します。委員各位の御協賛を心よりお願い申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10人であります。起立多数と認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（有村隆志君）

審査が全て終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 3時48分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長

有 村 隆 志